

令和7年度 3月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 7 年度 3 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 8 年 3 月 13 日(金) 午後 2 時開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 102 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(3 月議事録署名委員 加賀美委員、古屋委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 11 号
令和 8 年笛吹市議会第 1 回定例会の報告について
 - (2) 議案第 31 号
笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱及び笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (3) 議案第 32 号
笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第 33 号
笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則及び笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (5) 議案第 34 号
笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱、笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部改正について

- (6) 議案第 35 号
 笛吹市教育支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱について
- (7) 議案第 36 号
 笛吹市立小学校サポーター設置要綱の一部を改正する要綱について
- (8) 議案第 37 号
 笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- (9) 議案第 38 号
 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (10) 議案第 39 号
 笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱の制定について
- (11) 議案第 40 号
 笛吹市英語指導助手設置要綱の制定について
- (12) 議案第 41 号
 笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則について
- (13) 議案第 42 号
 笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則について
- (14) 議案第 43 号
 笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程について
- (15) 議案第 44 号
 笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (16) 議案第 45 号
 山梨県市町村教育委員会連合会の今後の財政運営について
- (17) 議案第 46 号
 笛吹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 4 月 10 日(金) 午後 2 時 開会
 市民窓口館 302・303 会議室

報告第11号（3月）

令和8年笛吹市議会第1回定例会の報告
について

教育委員会

令和 8 年 笛 吹 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 期 日 程

○会 期：令和 8 年 2 月 20 日（金）～3 月 24 日（火） 33 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
2月13日	金	議会運営委員会	午前9時30分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前10時30分	
20日	金	本 会 議	午後1時30分	・市長施政方針・提出議案説明
21日	土	休 会		
22日	日	休 会		
23日	月	休 会		
24日	火	休 会		
25日	水	休 会		
26日	木	休 会		
27日	金	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び代表質問
28日	土	休 会		
3月 1日	日	休 会		
2日	月	休 会		
3日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
4日	水	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
5日	木	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
6日	金	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
7日	土	休 会		
8日	日	休 会		
9日	月	休 会		常任委員会（予備日）
10日	火	休 会		
11日	水	休 会		
12日	木	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	・委員会審査報告・討論・採決
13日	金	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
14日	土	休 会		
15日	日	休 会		
16日	月	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
17日	火	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
18日	水	休 会		常任委員会（予備日）
19日	木	休 会		
20日	金	休 会		
21日	土	休 会		

22日	日	休 会		
23日	月	休 会		
24日	火	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	・委員会審査報告・討論・採決

令和8年笛吹市議会第1回定例会提出議案一覧表(令和8年2月20日提出(告示日2月13日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第3号	笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	保育課
2	議案第4号	笛吹市山廬施設条例の制定について	生涯学習課
3	議案第5号	笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務課
4	議案第6号	笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	防災危機管理課
5	議案第7号	笛吹市健康増進施設条例の一部改正について	市民活動支援課
6	議案第8号	笛吹市学童保育室条例の一部改正について	子育て支援課
7	議案第9号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	保育課
8	議案第10号	笛吹市社会体育施設条例の一部改正について	生涯学習課
9	議案第11号	笛吹市火災予防条例の一部改正について	予防課
10	議案第12号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について	財政課
11	議案第13号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	財政課
12	議案第14号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	財政課
13	議案第15号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について	企業総務課
14	議案第16号	令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について	企業総務課
15	議案第17号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について	企業総務課
16	議案第18号	令和8年度笛吹市一般会計予算について	財政課
17	議案第19号	令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について	財政課
18	議案第20号	令和8年度笛吹市介護保険特別会計予算について	財政課
19	議案第21号	令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について	財政課
20	議案第22号	令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について	財政課

令和8年笛吹市議会第1回定例会提出議案一覧表(令和8年2月20日提出(告示日2月13日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
21	議案第23号	令和8年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について	財政課
22	議案第24号	令和8年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
23	議案第25号	令和8年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
24	議案第26号	令和8年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
25	議案第27号	令和8年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
26	議案第28号	令和8年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
27	議案第29号	令和8年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
28	議案第30号	令和8年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
29	議案第31号	令和8年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
30	議案第32号	令和8年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について	財政課
31	議案第33号	令和8年度笛吹市水道事業会計予算について	企業総務課
32	議案第34号	令和8年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について	企業総務課
33	議案第35号	令和8年度笛吹市公共下水道事業会計予算について	企業総務課
34	議案第36号	令和8年度笛吹市簡易水道事業会計予算について	企業総務課
35	議案第37号	令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について	企業総務課
36	議案第38号	不動産の無償譲渡について(今井区ごみ集積所)	管財課
37	議案第39号	笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について	政策課
38	議案第40号	市道認定について	土木課

令和8年笛吹市議会第1回定例会提出追加議案一覧表(令和8年2月20日(初日)追加提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第41号	契約の締結について(みさかの湯大規模改修工事(建築主体)(債務))	市民活動支援課

令和8年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び代表質問]一覧

番号	会派名 質問者	質疑及び質問事項	
1	笛新会	1	令和8年度予算編成
		2	「残す政策」「やめる政策」「伸ばす政策」を分ける物差し
		3	地域活性化起業人・地域おこし協力隊の活動実績と効果の検証
		4	寄付採納基準と公有地払下げ基準の明文化
		5	小石和地区にサッカー場を中心とする多目的芝生グラウンドを
	樋口 滝人 議員	6	石和温泉駅前の整備
		7	国民健康保険特別会計の一般財源からの繰り入れ、レセプト点検の結果
		8	図書館の図書オンライン化
		9	登下校用バスの運行と配置
		10	いじめ重大事態への対応体制
2	笛政クラブ	1	第三次笛吹市総合計画に基づく令和8年度当初予算について
		2	身寄りがない高齢者の支援について
	荻野 陽子 議員	3	市役所職員の人材確保と労働環境の整備について
		4	農業における担い手対策と今後の展望について
3	清心会	1	令和8年度の市政運営の基本方針について
		2	当初予算について
		3	子育て支援対策について
		4	移住定住について
	落合 俊美 議員	5	ふるさと納税について
		6	農業振興について
		7	学校体育館等への空調整備について
		8	社会体育施設の今後の進め方について
		9	山廬について

令和8年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び代表質問]一覧

4	煌・フォーラム21	1	令和8年度一般会計当初予算における財政運営と市政全体の考え方について
		2	小中学校・保育所等給食費及び保育料無償化の位置づけについて
		3	災害時に機能する防災体制の構築について
	鈴木 駿一 議員	4	本市の将来を支える観光施策について
		5	選ばれる自治体としての将来像について
5	公明党	1	防災・減災体制の対策について
		2	福祉・子育て支援政策について
	中川 秀哉 議員	3	産業活性化対策について
		4	移住・定住促進事業について
		5	環境政策について

令和 8 年 笛吹市議会第 1 回定例会代表質問に関する質問及び回答

○(笛新会) 樋口 滝人 議員

1-8 図書館の図書のオンライン化について

(1) (2)「課題認識」「電子書籍の導入状況、オンラインによる蔵書検索・予約・利用登録、スマートフォン対応」について

答弁

図書館サービスのオンライン化は、「電子書籍の導入」と「利用登録、蔵書検索、予約など、各種手続きのオンライン化」に大別されます。

電子書籍の導入については、時間や場所を問わず利用できるほか、データ化されているため劣化しない、文字拡大の機能があるなどのメリットがあります。

一方で、利用期間、利用回数、同時利用できないといった制限のほか、ベストセラー等の人気のあるタイトルは電子化されていない場合が多く、利用者ニーズに十分に答えられないといった課題もあります。加えて、導入・運用経費も課題であるため、現段階では電子書籍の導入は行っていません。

各種手続きのオンライン化については、本人確認が必要となる利用登録はオンライン化していませんが、蔵書検索や予約などについてはオンラインで対応しています。こうした手続きは、スマートフォンでも利用可能です。

本市図書館サービスのオンライン化については、全国的に見て標準的な状況であると考えています。

(3)次に「図書館のオンライン化による公平な学習・読書機会の確保、費用対効果、児童生徒の学習環境の充実」について

答弁

電子書籍については、公平な学習や読書機会の確保に一定の効果が期待できますが、デジタルデバイスへの配慮が求められます。電子書籍と紙の書籍を併用することで、誰もが等しく情報にアクセスできると考えます。

一方で、電子書籍の導入にかかる具体的なコストや費用対効果を示す数値は把握していませんが、一般的に、紙の書籍と比べ価格が約 3 倍であることや、52 回の回数制限又は 2 年間の期間制限があり、継続的な費用負担が課題です。

電子書籍の導入については、他自治体の導入事例や運用状況を参考にしながら、児童生徒の学習環境充実の観点も踏まえ、必要性や効果、財政面も含めて慎重に検討していきます。

1-9 登下校用バスの運行と配置について

答弁

現在、自宅から学校までの直線距離が概ね 3 キロメートル以上の地区において、スクールバス運行が未実施の地区はありません。

学童保育クラブについては、児童が通う学校の学区内に学童保育クラブがなく、学区外の学童保育クラブを利用する場合に限り、学校から学童保育クラブまでの送りを実施しており、条件に該当した上で、未実施のものはありません。

1-10 いじめ『重大事態』への対応体制について

(1)「過去 3 年間におけるいじめ事案の件数」について

答弁

いじめの認知件数は、文部科学省が統計法に基づいて実施する「児童生徒の問題行動・不登校等

生徒指導上の諸課題に関する調査」により調査しています。

当該調査の公表については、同調査実施要項において、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限るとしており、市町村単位での「いじめ認知件数」の公表はできません。

文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と、極めて肯定的に評価する見解を示しています。

本市においても、認知件数を把握し、軽微な事案も含めて積極的に認知することを徹底しており、数の多少で評価するものではなく、見逃さないこと、早期に対応し、確実に解消につなげることを最優先に、各校で取り組んでいます。

(2)「いじめ重大事態に該当すると判断される基準と明文化」について

答弁

笛吹市いじめ防止基本方針において、いじめ防止対策推進法第28条を引用し、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義しています。

(3)「保護者からいじめによる被害の申し立てがあった場合の対応」について

答弁

保護者からいじめによる被害の申し立てがあった場合は、学校において速やかに事実確認を行い、複数の教職員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などで構成する「学校のいじめ防止等の対策組織」で対応します。

解消が困難な場合や重大事態の場合は、教育委員会が設置する、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者などで構成する「いじめ問題専門委員会」で対応します。

(4)「市長部局や第三者が関与する仕組み」について

答弁

教育委員会は、いじめ問題専門委員会による調査の結果を市長に報告します。

この調査結果について、更なる調査が必要と判断した場合には、総務部総務課を事務局として、弁護士、精神科医、学識経験者等で構成する「いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査します。

(5)「被害児童生徒や保護者に対する調査結果の説明」について

答弁

調査結果については、いじめ問題専門委員会などの調査実施主体から、被害児童生徒やその保護者に対して、関係者の個人情報などに十分に配慮した上で説明を行っています。

○(清心会) 落合 俊美 議員

3-7 学校体育館等への空調整備について

(1)「学校体育館及び社会体育施設の空調設備の整備状況」について

答弁

現在、学校体育館及び社会体育施設に空調設備は整備されていません。

なお、石和清流館については、令和8年度から令和9年度にかけて実施する大規模改修工事の中で、断熱性の向上を図る改修、空調設備の設置を行います。

(2)「断熱性調査の内容と結果」について

答弁

今年度実施した断熱性状況調査では、体育館等の断熱性を確保、向上させるための具体的な手法や、空調設備の効率的な運用が可能となる空調方式の検討を行うため、施設ごとに、壁や天井の材質からみる断熱性の状況、換気及び吸気方式の確認、開口部に当たる窓や出入口の改修の必要性、通風状況や日射による影響、床面積や天井高からみる空調設備の想定台数、室内機設置に伴い支障となる設備の有無、室内機設置時の補強対策や室外機設置スペースの有無、騒音や振動への配慮の有無、空調方式が電気の場合とガスの場合のイニシャルコスト、ランニングコストの比較及び災害時の有効性などといった調査を実施しました。

調査の結果から、本市の学校体育館等の場合、断熱性向上には、壁等の材質入替、開口部の改修や新たな対策などを講じることなく、屋根への遮熱塗装が有効であることがわかりました。

また、空調方式については、室外機等の必要な設備が施設の敷地内で完結できること、導入費用及び将来的な維持管理費用が安価であること、災害等による停電時でも利用可能であることなどを総合的に判断し、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

(3)「調査結果を踏まえた今後のスケジュール」について

答弁

今後は、空調設備の選定及び設計業務を進め、令和8年度には5施設の設計を行います。以降は、前年度に設計を行った施設について翌年度に工事を行うサイクルで整備を進め、毎年度5施設から6施設の改修工事を実施し、令和12年度までに完了する予定です。

3-9 「山廬」について

(1)「受け入れ予定の「山廬」の総面積」について

答弁

山廬は、飯田蛇笏、龍太の居宅及びその敷地の総称です。

今回、寄附をお受けする不動産のうち、土地は飯田龍太の長男である飯田秀實氏が所有する山廬及び山廬に隣接する俳諧堂の敷地4筆で、合計1805.30平方メートルです。建物は、秀實氏が所有する山廬の主屋及び付属建物並びに秀實氏が代表理事を務める一般社団法人「山廬文化振興会」が所有する俳諧堂の6棟で、延べ床面積の合計667.85平方メートルです。

(2)「令和8年4月からの管理運営方法」について

答弁

令和8年4月から、山廬及び俳諧堂については毎週水曜日、祝日、年末年始の休館日以外は開館することとし、一年を通して一般公開を行います。これに伴う施設の管理運営については、業務委託を考えています。

なお、令和9年度以降については、指定管理制度への移行を検討しています。

(3)「山廬に保存されている蛇笏、龍太関連の資料」について

答弁

山廬及び俳諧堂には、秀實氏が所有する蛇笏、龍太が直筆した句の額装や軸装、落款、蛇笏や龍太が愛用していた筆や硯、万年筆、文鎮、帽子、眼鏡など、ほかにはないゆかりの品が多数あるほか、井伏鱒二、高浜虚子の額装や軸装、キララ、雲母をはじめとした俳句関係の雑誌や書籍など、文化的価値の高いものが数多くあります。山梨県立文学館で企画展などを行う際には、これらの品を貸し出したりするほか、県立文学館にはないものが山廬にはあるということで、県立文学館には行かず、山廬を訪ねてくる人もいるとのことでした。

施設の所有が市になっても、これらの品は秀實氏が所有しながら、山廬や俳諧堂で展示できるようにします。

また、県立文学館に寄贈したものは、蛇笏が書いた原稿・書画、若山牧水からの献呈本、龍太が

書いた原稿、書画などで、寄託しているものは蛇笏のスケッチ画、龍太が著した限定本や書下ろし原稿、愛読書のほか、深沢七郎、井伏鱒二などの小説家や俳人の色紙や掛け軸、川端龍子、朝井閑右衛門など著名画家が描いた雲母の表紙原画、小説家、俳人、歌人などが蛇笏や龍太に宛てた書簡などです。これらは文学的に大変貴重であり、日本の短詩型文学研究の重要資料となるため県立文学館に寄託しています。

今後は、県立文学館に寄託されている作品などを一定期間借りて、山廬や俳諧堂での企画展の開催を協議していきます。

(4)「山廬文化振興会のこれまでの活動」について

答弁

平成 26 年 4 月、秀實氏自らが代表理事となり、会員相互が協力し、蛇笏、龍太、雲母に関する研究と資料収集、また山廬の維持管理、保全を行うとともに、文化・学術及びそれらの活動の支援、さらに地域文化の醸成を目的に、一般社団法人山廬文化振興会を設立しました。山廬文化振興会では、蛇笏、龍太、山廬について様々な情報発信を行うとともに、山廬の公開、文化活動や芸能活動の発表など文化振興を図っています。

具体的な活動としては、月に数日、山廬及び俳諧堂を一般公開しています。また、山廬は、「俳句の聖地」と呼ばれており、全国の俳句愛好者が、俳句の題材を求めて名所や旧跡などを訪れる吟行句会の受け入れを、年間を通じ、行っています。

平成 29 年 3 月、山廬の隣接地に俳諧堂を復元し、蛇笏、龍太に関する資料を展示するとともに、句会場や会員相互の交流の場として広く活用されています。

また、俳句の普及活動として、小学生を対象にした俳句教室や境川小学校の児童などを対象に、自然の中から季節の言葉「季語」を学ぶ自然観察会を開催しています。

毎年 10 月に、山梨県芸術の森公園に建立されている蛇笏、龍太の文学碑の碑前祭を行っているほか、蛇笏、龍太の文学を中心とした企画展を主催しています。また、飯田龍太を語る会や「俳句の里」笛吹市全国小中学生俳句会の協賛にもなっています。

さらに、後山などを整備し、昔から人の暮らしを支えてきた「里山」の再生などに取り組むとともに、周辺の耕作放棄地の再生を行い、より広いエリアで教育実習活動のフィールドワークができるよう計画を進めています。

(5)「市が山廬を所有する意義と活用」について

答弁

改めて申し上げますが、山廬は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と蛇笏の四男で、現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、山村の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句をはじめ多くの文学作品が生み出された文化的価値の高い場所です。

本市では、第二次笛吹市総合計画における市の将来像の実現に向け、人と文化を育む香り高いまちづくりを目指して様々な施策を展開しています。また、現在、策定を進めている第三次笛吹市総合計画においても、「自分らしく学び活躍できるまちづくり」を目指して、様々な施策を展開していきます。

このような中、高い文化的価値を持つ山廬及び俳諧堂は、後世に引き継いでいくべき貴重な地域資源であるとともに、俳句の里づくりなどの文化振興、市外の人を呼び込む観光振興の拠点としても活用でき、地域の活性化に資する施設であることから、市が所有する意義があるものと考えています。

今後の活用にあたっては、まず、年間を通じて、山廬及び俳諧堂の一般公開を行い、俳句愛好者をはじめ多くの方に訪れていただけるようにします。また、児童生徒の俳句教室や後山での体験教室の開催のほか、俳句を通じて世代間の交流を図りながら、仲間づくりやいきがづくりの場として市民講座を開催するなど、市民の生涯学習の推進に広く活用します。

さらに、観光振興にも寄与するため、吟行句会の受け入れや教育旅行で来県する生徒を対象とした探求学習、海外富裕層を対象にした体験型旅行の場などとしても活用します。

また、これらの教室や探求学習などの場として継続的に活用していくため、子供にやさしく、楽しく指導できる人材や専門的知識を持った指導者の育成を図るとともに、山廬の環境を保全しながら、山廬のもつ文化的価値や歴史的価値を踏まえ、市や県の文化財登録に取り組みます。

○(煌・フォーラム 21) 鈴木 駿一 議員

4-3 災害時に機能する防災体制の構築について

(3)「学校体育館等の空調設備整備事業」について

答弁

学校体育館等に空調設備を整備するに当たっては、空調設備の効果を最大限生かすため、今年度、断熱性状況調査を実施し、その結果を踏まえ、最適な断熱改修及び空調設備について検討を行いました。

断熱性状況調査の結果からは、本市の学校体育館等の場合、屋根への遮熱塗装が断熱性向上に有効であること、空調方式については、導入費用及び将来的な維持管理費用を総合的に判断した結果、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

今後は、災害時の安定稼働についても考慮しながら、整備する空調設備を選定し、設計業務、改修工事を進め、令和9年度から、毎年度5施設から6施設の改修工事実施し、令和12年度までに完了する予定です。

なお、財源には、有利な交付税措置のある緊急防災・減災事業債の充当を見込んでいます。

○(公明党) 中川 秀哉 議員

5-1 防災・減災体制の対策について

(3)「避難所となる公共施設や学校体育館等への断熱調査、空調整備の進捗状況」について

答弁

指定避難所となる公共施設には、すでに空調設備が整備されています。

学校体育館等については、最適な断熱改修及び空調設備の検討を行うため、今年度、断熱性状況調査を実施しました。

断熱性状況調査の結果からは、本市の学校体育館等の場合、断熱性については、新たな改修等を行うことなく、屋根への遮熱塗装が断熱性向上に有効であることがわかりました。

また、空調方式については、導入費用及び将来的な維持管理費が安価であり、災害等の停電時にあっても利用可能であることなどを総合的に判断し、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

今後は、空調設備の選定及び設計業務を進め、令和8年度には5施設の設計を行います。以降は、前年度に設計を行った施設について翌年度に工事を行うサイクルで整備を進め、毎年度5施設から6施設の改修工事を実施し、令和12年度までに完了する予定です。

令和8年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	感震ブレーカー設置の支援を
		2	富士山噴火への対応について
2	岡 由子 議員	1	中学校制服・体操服の共通化による子育て支援について
3	三枝 賢治 議員	1	消防力強化に向けた救急需要対策と職員負担軽減、及びDX推進について
4	山本 茂貴 議員	1	立地適正化計画について
5	山田 宏司 議員	1	耕作放棄地の解消について
		2	ふるさと納税について
6	河野 智子 議員	1	笛吹市南部学校給食センター建設について
		2	市の文化施設について
7	荻野 謙一 議員	1	石和町富士見地域整備と防災公園・水害避難タワー整備を
		2	スポーツを通じた石和温泉・春日居温泉街の活性化

令和 8 年 笛吹市議会第 1 回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 渡辺 清美 議員

1-2 富士山噴火への対応について

(2)「下校時の対応」について

答弁

学校ごとに危機管理マニュアルを策定しており、マニュアルには火山噴火による災害への対応も記載しています。

気象台から降灰予報が発表され、下校時に降灰の影響があると判断した場合は、屋内に退避し、下校時刻を早め、保護者へ連絡し引渡します。状況により、職員が付き添い、集団下校の対応をすることとしています。

○ 岡 由子 議員

2-1 中学校制服・体操服の共通化による子育て支援について

(1)「制服及び体操着に関するルール、方針」について

答弁

中学校の制服の仕様は、法令等による基準はなく、各学校の校長の裁量により、校則で定めています。

例えば、石和中学校において、冬服については、男子は原則標準型学生服とし、襟はソフトカラー、黒色を基調としたベルト、制服の下に白のワイシャツを着用する、女子は学校が指定する仕様を満たしたセーラー服とする、共通事項として、指定の名札を左胸ポケット上端に縫い付けるなどと、仕様を規定するとともに、着丈や身だしなみ、衣替えの時期などを示しています。

購入先については、男子の制服は指定された仕様であれば購入先は自由に選べますが、女子の制服は購入先が限られています。

体操服についても、同様に各学校の校則やこれに準じた学校運営の決まりで仕様を指定しているため、購入先が限られています。

(2) (3)「費用負担の実態、価格の選択肢が限られていることによる負担感」「制服の共通化や体操服の共通色化」について

答弁

制服は、学校ごとに仕様が異なり、同一規格の大量生産が実現しにくいいため、価格が高く、保護者の経済的負担になっていると認識しています。

市では、保護者の経済的負担の軽減と、児童生徒の価値観の多様性を尊重する観点から、市内の中学校の制服を市立中学校で共通化し、男女ともブレザーにする方向で検討を進めています。また、体育着についても、共通化、共通色化の検討を進めています。

令和 7 年 12 月には、笛吹市総合教育会議において、共通化について協議を行い、その後、校長会と教育委員会で検討会を立ち上げました。現在、保護者を対象とした、制服の共通化に関するアンケート調査を実施しています。

今後は、検討会において、基本方針の策定など、令和 10 年度からの制服共通化に向けて、取組を進めていきます。

(4)「制服・体操服のリユース促進に対する支援」について

答弁

市では、これまでに、市民団体が実施する「制服・学用品リサイクルプロジェクト」に対して、市民が主体的に行う公益的な活動を対象とした「笛吹市地域づくり市民活動応援補助金」を交付しています。

また、現在、御坂生涯学習センターを制服の保管場所として提供する支援も行っています。

(5)「ジェンダーレスの観点からの制服」について

答弁

市では、児童生徒の価値観の多様性を尊重するためには、性別にとらわれない選択ができる環境づくりが重要であると認識しています。そのため、制服の共通化に当たっては、市内の中学校の制服を男女ともにブレザーにする方向で検討を進めています。

○ 河野 智子 議員

6-1 笛吹市南部学校給食センター建設について

(1)「南部学校給食センターを建設する理由」について

答弁

御指摘の2施設は、笛吹市学校施設長寿命化計画における長寿命化判定で、御坂学校給食共同調理場は廃止、八代学校給食センターは躯体について長寿命化が可能と判定されています。しかし、両施設ともに、学校給食法の学校給食衛生管理基準で規定する「調理場は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分けする」等の基準を満たしていないことや、老朽化に伴う機械設備や調理機器の更新が現在の建物内のスペースでは困難であることが理由です。

また、境川小学校調理場及び芦川小学校調理場についても、同様の状態にあることから、4施設を統合した南部学校給食センターの建設を計画しました。

費用面を比較すると、統合しなかった場合は、御坂、八代、境川及び芦川の各施設とも、学校給食衛生管理基準を満たすための調理場スペースの拡充費用をはじめ、予防保全、長寿命化改修、改築費用のほか、設備、機器類の更新費用を見込むこととなりますが、施設の統合によって約2割から3割の費用抑制が図られる見込みです。

また、規模の小さい境川、芦川調理場では対応が難しい、アレルギーを持つ児童生徒への除去食の提供についても、施設の統合によって可能となり、より一層、安全安心な学校給食の提供が確保されることとなります。

(2)「住民説明会の参加人数」について

答弁

八代町南森之上地区を対象に回覧板で周知を行い、令和6年11月に開催した説明会には11人が参加しました。

なお、説明会の開催前には、八代町区長会において説明を行っています。

(3)「住民からの意見や要望」について

答弁

説明会の折、通学路の安全確保、ゴミステーションの再配置、建設予定地内にある地区公民館の移設の有無などについて御意見が寄せられました。

その際、通学路の車両通行には最大限配慮すること、ゴミステーションの位置は利用する住民の要望等を考慮すること、公民館は現状のまま残すことを説明しました。

(4)「交通量増加に伴う対策」について

答弁

建設工事期間中にあっては、交通誘導員を配置し安全確保に努めます。施設完成後は、勤務する職員や配送車の利用道路を指定するなどの対策を講じます。

なお、減速を促す注意喚起表示などの路面標示の充実や、視覚的な抑制策については、事前に笛吹警察署と協議の上、対応します。

(5)「森之上多目的広場の公園や遊具」について

答弁

公園スペースや遊具については、用地内で確保できるよう工夫します。

(6)「建設予定地の変更」について

答弁

建設予定地は、市有地のため新たな用地買収などをすることなく計画を進められること、また、御坂、八代、境川、芦川地区の小中学校への配送を行う立地の観点からも最適であると考え、建設予定地の変更は考えていません。

6-2 市の文化施設について

(1)「青楓美術館・旧小林家土蔵・山廬施設」について

答弁

青楓美術館については、一宮町地内に市立美術館の機能を備えた施設として整備し、津田青楓の作品を基軸としたコレクションに加え、市ゆかりの芸術作品について適切な環境で管理しながら、併せて展示を行う施設を目指します。

旧小林家土蔵については、立地を活かし、市の偉人や文化芸術を紹介し情報を発信する拠点として、観光客や地域住民が気軽に立ち寄ることができる場を目指します。

山廬施設については、高い文化的価値を持つ山廬及び俳諧堂を後世に引き継いでいくとともに、文化振興や観光振興の拠点として活用し、地域の活性化に資する施設を目指していきます。

(2)「各施設の今後の管理運営方針」について

答弁

青楓美術館及び旧小林家土蔵については、施設整備を進めていく中で、最も適した管理運営方針についても検討していきます。

山廬施設については、令和8年4月から、山廬及び俳諧堂について、毎週水曜日、祝日、年末年始の休館日以外は開館することとし、一年を通して一般公開を行います。施設の管理運営は、令和8年度は業務委託、令和9年度以降は指定管理を考えています。

(3)「俳句の里づくりの推進」について

答弁

まず、年間を通じて、山廬及び俳諧堂の一般公開を行い、俳句愛好者をはじめ多くの方に訪れていただけるようにします。また、児童生徒の俳句教室や後山での体験教室の開催のほか、俳句を通じて世代間の交流を図りながら、仲間づくりや生きがいくりの場として市民講座を開催するなど、市民の生涯学習の推進に広く活用します。

さらに、観光振興にも寄与するため、吟行句会の受け入れや教育旅行で来県する生徒を対象とした探求学習、海外富裕層を対象にした体験型旅行の場などとしても活用します。

また、これらの教室や探求学習などの場として継続的に活用していくため、子供にやさしく、楽しく指導できる人材や専門的知識を持った指導者の育成を図るとともに、山廬の環境を保全しながら、山廬のもつ文化的価値や歴史的価値を踏まえ、市や県の文化財登録に取り組みます。

このように様々な取組を展開する中で、今後も俳句の里づくりを推進していきます。

○ 荻野 謙一 議員

7-2 スポーツを通じた石和温泉・春日居温泉街の活性化について

答弁

毎年4月に開催される「いちのみや桃の里マラソン大会」では、全国各地から集まったランナーに、本市の魅力を知ってもらうため、大会会場でのワインの試飲や、日帰り温泉無料券の配布などを行い、地域の活性化につながるよう取り組んでいます。

市では、全国でも有数の温泉郷を持つ強みを最大限に活かすため、「温泉」の持つ力を改めて見つめ直し、様々な地域資源と掛け合わせ、市の魅力を高めていく取組を進めています。その中でも、「温泉」とスポーツの掛け合わせについては、温泉によるスポーツの疲労回復という相性の良さを活かし、石和清流館を武道競技に関するスポーツツーリズムの拠点として機能整備を行い、アスリートによる実技講習や出前講座などを行うとともに、温泉はもちろん、食文化を組み込んだ、合宿パッケージの開発などを行います。

こうした取組を通じて、石和温泉郷・春日居温泉郷の活性化を図っていきます。

令和7年度 2月補正 予算見積総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	59,352	7,866		51,200		286
学校教育課	0					0
生涯学習課	-32,482			-26,100	-6,949	567
文化財課	0					0
図書館	0				50	-50
						0
						0
						0
部（局）計	26,870	7,866	0	25,100	-6,899	803

令和8年度 当初予算 見積総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	1,752,942	7,866	174,746	251,200	399,108	920,022
学校教育課	1,371,508	4,929	16,453		415,119	935,007
生涯学習課	1,268,941	240,285	5,241	213,600	145,113	664,702
文化財課	226,621	91,865	4,636		4,966	125,154
図書館	168,591				45	168,546
						0
						0
						0
部（局）計	4,788,603	344,945	201,076	464,800	964,351	2,813,431

議案第31号（3月）

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱及び笛吹市立小中学校PTA 連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会教育総務課

題名	(令和 6 年笛吹市告示第 77 号) 笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
	(令和 6 年笛吹市告示第 78 号) 笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	補助金の適正交付に資するため、交付決定に係る条件の追加、概算払の規定の追加等を行うことに伴い、所要の改正を行う。
概要	<p>笛吹市教育協議会が実施する事業(傘下にある各地域の教育協議会等による研究会議の実施等)及び笛吹市立小中学校 PTA 連合会が実施する事業(教育振興のための研修会の実施等)に対し補助金を交付しているところ、主に次のとおり改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請手続に必要な書類を見直す。 2 交付決定に係る条件を追加する。 3 概算払に係る規定を追加する。
経過	<p>令和 7 年度の事業を実施する中で、補助金の適正交付に資するため、申請書類の見直し、交付決定に係る条件の追加等が必要となった。</p> <p>なお、本件改正に当たっては、教育協議会事務局及び PTA 連合会事務局から関連書類等について聴取した上で、補助金の適正交付に向けた協議・説明等を行っている。</p>
関係法令	笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
予算措置	<p>令和 8 年度当初予算計上額</p> <p>笛吹市教育協議会活動費補助金 150,000 円</p> <p>笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金 760,000 円</p>
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱(平成 6 年笛吹市告示第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類

第 5 条中「(様式第 2 号)により」の次に「次に掲げる条件を付して」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 教育協議会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第 8 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。

第 7 条中「1 箇月」を「1 か月」に改め、同条第 2 号中「収支決算書」の次に「又はこれに代わる書類」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市教育協議会活動費補助金超過交付分返還命令書(様式第 9 号)により、期限を定めて教育協議会に返還を命ずるものとする。

第 9 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「様式第 9 号」を「様式第 10 号」に改める。

第 10 条第 2 項中「様式第 10 号」を「様式第 11 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 11 号」を「様式第 12 号」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(概算払)

第 11 条 市長は、特に必要と認めるときは、第 5 条の規定による補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。

2 教育協議会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、
笛吹市教育協議会活動費補助金概算払請求書(様式第 13 号)を市長に提出し
なければならない。

様式第 1 号中「及び収支予算書」を削り、「前年度の収支決算(又は見込)書」
を「収支予算書又はこれに代わる書類」に改める。

様式第 2 号中

「交付決定額

円」 を

「1 交付決定額

円

2 交付条件

(1) 教育協議会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業
以外の目的に使用してはならないこと。 に

(2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備
え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、
当該帳簿及び証拠書類を第 8 条第 1 項の規定による補助金の額
の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければ
ならないこと。 」

改める。

様式第 7 号中「収支決算書」の次に「又はこれに代わる書類」を加える。

様式第 11 号を様式第 12 号とし、様式第 10 号を様式第 11 号とし、様式第 9
号を様式第 10 号とし、様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



教育協議会活動費補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

1 交付済みの補助金額

円

2 交付確定額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第77号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 教育協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、教育協議会活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業計画書</u></p> <p>(2) <u>収支予算書又はこれに代わる書類</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは教育協議会活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により<u>次に掲げる条件を付して</u>、不適当と認めるときは教育協議会活動費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった教育協議会に通知するものとする。</p> <p><u>(1) 教育協議会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。</u></p> <p><u>(2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第8条第1項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。</u></p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 教育協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、教育協議会活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業計画及び収支予算書</u></p> <p>(2) <u>前年度の収支決算(又は見込)書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは教育協議会活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により_____、不適当と認めるときは教育協議会活動費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった教育協議会に通知するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

(補助金の実績報告)

第7条 教育協議会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1か月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、教育協議会活動費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 収支決算書**又はこれに代わる書類**

(3) (略)

(補助金の額の確定)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市教育協議会活動費補助金超過交付分返還命令書(様式第9号)により、期限を定めて教育協議会に返還を命ずるものとする。

(補助金の請求等)

第9条 教育協議会は、**前条第1項**の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、教育協議会活動費補助金交付請求書(**様式第10号**)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定の取消し及び返還)

(補助金の実績報告)

第7条 教育協議会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1箇月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、教育協議会活動費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 収支決算書_____

(3) (略)

(補助金の額の確定)

第8条 (略)

[新設]

(補助金の請求等)

第9条 教育協議会は、**前条**_____の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、教育協議会活動費補助金交付請求書(**様式第9号**)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 (略)

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、教育協議会活動費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、教育協議会に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、教育協議会活動費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

第11条 市長は、特に必要と認めるときは、第5条の規定による補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。

2 教育協議会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、笛吹市教育協議会活動費補助金概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 (略)

第10条 (略)

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、教育協議会活動費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、教育協議会に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、教育協議会活動費補助金返還命令書(様式第11号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

[新設]

(その他)

第11条 (略)

(新)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金交付申請書

次のとおり教育協議会活動費補助金の交付を受けたいので、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書 _____
- (2) **収支予算書又はこれに代わる書類**
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(旧)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金交付申請書

次のとおり教育協議会活動費補助金の交付を受けたいので、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書**及び収支予算書**
- (2) **前年度の収支決算(又は見込)書**
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第2号(第5条関係)

第 年 月 日
年 月 日

笛吹市教育協議会
会長 様

笛吹市長

印

教育協議会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付条件

- (1) 教育協議会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第8条第1項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(旧)

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市教育協議会
会長 様

笛吹市長



教育協議会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額

円

(新)

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

報告者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 交付決定額

円

2 補助金額

円

3 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書 **又はこれに代わる書類**
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

教育協議会活動費補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

1 交付済みの補助金額

円

2 交付確定額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

(旧)

[新設]

(新)

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 交付確定額

円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 交付確定額

円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(新)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市教育協議会
会長 様

笛吹市長



教育協議会活動費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、その交付決定の全部(一部)を取り消したので、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

(旧)

様式第 10 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市教育協議会
会長 様

笛吹市長



教育協議会活動費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、その交付決定の全部(一部)を取り消したので、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

(新)

様式第 12 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

教育協議会活動費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(旧)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



教育協議会活動費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(新)

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者

笛吹市教育協議会
会長

教育協議会活動費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

(旧)

[新設]

笛吹市告示第 号

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱(令和 6 年笛吹市告示第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類

第 5 条中「(様式第 2 号)により」の次に「次に掲げる条件を付して」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) PTA 連合会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第 8 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。

第 7 条中「1 箇月」を「1 か月」に改め、同条第 2 号中「収支決算書」の次に「又はこれに代わる書類」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金超過交付分返還命令書(様式第 9 号)により、期限を定めて PTA 連合会に返還を命ずるものとする。

第 9 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「様式第 9 号」を「様式第 10 号」に改める。

第 10 条第 2 項中「様式第 10 号」を「様式第 11 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 11 号」を「様式第 12 号」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(概算払)

第 11 条 市長は、特に必要と認めるときは、第 6 条の規定による補助金の交

付決定の後に、概算払をすることができる。

- 2 PTA 連合会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、
笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金概算払請求書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

様式第 1 号中「及び収支予算書」を削り、「前年度の収支決算(又は見込)書」を「収支予算書又はこれに代わる書類」に改める。

様式第 2 号中

「交付決定額

円」 を

「1 交付決定額

円

2 交付条件

(1) PTA 連合会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。

(2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第 8 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。」

改める。

様式第 7 号中「収支決算書」の次に「又はこれに代わる書類」を加える。

様式第 11 号を様式第 12 号とし、様式第 10 号を様式第 11 号とし、様式第 9 号を様式第 10 号とし、様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

- 1 交付済みの補助金額
円
- 2 交付確定額
円
- 3 返還すべき補助金額
円
- 4 返還金の納期限
年 月 日

様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第78号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 PTA連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業計画書</u></p> <p>(2) <u>収支予算書又はこれに代わる書類</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により<u>次に掲げる条件を付して</u>、不適当と認めるときは笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあったPTA連合会に通知するものとする。</p> <p><u>(1) PTA連合会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。</u></p> <p><u>(2) 補助金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第8条第1項の規定による補助金の額の確定の日の属す</u></p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 PTA連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業計画及び収支予算書</u></p> <p>(2) <u>前年度の収支決算(又は見込)書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により_____、不適当と認めるときは笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあったPTA連合会に通知するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

る年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(補助金の実績報告)

第7条 PTA連合会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1か月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 収支決算書**又はこれに代わる書類**
- (3) (略)

(補助金の額の確定)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金超過交付分返還命令書(様式第9号)により、期限を定めてPTA連合会に返還を命ずるものとする。

(補助金の請求等)

第9条 PTA連合会は、**前条第1項**の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(補助金の実績報告)

第7条 PTA連合会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1箇月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 収支決算書_____
- (3) (略)

(補助金の額の確定)

第8条 (略)

[新設]

(補助金の請求等)

第9条 PTA連合会は、**前条**_____の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 (略)

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、PTA連合会に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

第11条 市長は、特に必要と認めるときは、第6条の規定による補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。

2 PTA連合会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 (略)

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 (略)

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、PTA連合会に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金返還命令書(様式第11号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

[新設]

(その他)

第11条 (略)

(新)

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書 _____
- (2) **収支予算書又はこれに代わる書類**
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(旧)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書**及び収支予算書**
- (2) **前年度の収支決算(又は見込)書**
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第2号(第5条関係)

第 年 月 日
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付条件

- (1) PTA 連合会活動費補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。**
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第8条第1項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。**

(旧)

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額

円

(新)

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

報告者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 交付決定額

円

2 補助金額

円

3 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書 **又はこれに代わる書類**
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

1 交付済みの補助金額

円

2 交付確定額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

(旧)

[新設]

(新)

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 交付確定額

円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 交付確定額

円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(新)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小
中学校 PTA 連合会活動費補助金について、その交付決定の全部(一部)を取り消
したので、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 10 条第 2 項
の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

(旧)

様式第 10 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、その交付決定の全部(一部)を取り消したので、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

(新)

様式第 12 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した笛吹市立
小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動
費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じ
ます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(旧)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(新)

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者

笛吹市立小中学校 PTA 連合会
会長

笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

<u>金融機関名</u>		<u>銀行 信用金庫</u> <u>信用組合 農協</u>		<u>本店</u> <u>支店</u>					
<u>フリガナ</u>									
<u>口座名義</u>									
<u>預金種類</u>	<u>普通・当座</u>	<u>口座番号</u>							

(旧)

[新設]

議案第32号（3月）

笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会教育総務課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>議事録の不記載事項を明記するとともに、議事録及び会議資料の公表について規定するため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>現在の運用を明確化するため、次のとおり改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録及び会議資料を市ホームページに掲載するよう規定する。 2 議決により非公開とした事件に係る事項のうち、特定の個人、学校等を識別することができるものについては、議事録に不記載とする。
<p>経過</p>	<p>市の教育行政に係る取組等を市民に広く周知するため、市ホームページにおいて市教育委員会の議事録及び会議資料を掲載している。</p> <p>掲載する議事録等においては、会議の議決により非公開とした事件(人事、いじめ問題等に係るもの)に係る情報は不記載としているところ、ホームページで議事録等を確認した第三者の視点では、当該事件に係る議題自体が存在しないと誤認しかねない状態となっていた。</p> <p>については、このような誤認を防止するとともに、現在の運用を明確化するため、上記のとおり改正を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

笛吹市教育委員会会議規則(平成 16 年笛吹市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出し中「作成」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 議事録及び会議資料(次条第 2 項に定める事項を除く。)は、市ホームページへ掲載するものとする。

第 17 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項ただし書の規定により非公開とした事件に係る事項であって、特定の個人、学校等を識別することができるものは、不記載とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市教育委員会会議規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(会議の公開)</p> <p>第15条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(議事録の作成等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 議事録及び会議資料(次条第2項に定める事項を除く。)は、市ホームページへ掲載するものとする。</u></p> <p>(議事録の記載事項)</p> <p>第17条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項ただし書の規定により非公開とした事件に係る事項であって、特定の個人、学校等を識別することができるものは、不記載とする。</u></p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第15条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(議事録の作成<u> </u>)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(議事録の記載事項)</p> <p>第17条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>[新設]</p>

議案第33号（3月）

笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則及び笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会教育総務課

題名	(令和 3 年笛吹市規則第 17 号) 笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
	(令和 5 年笛吹市告示第 100 号) 笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	令和 8 年度から、市内小中学校及び義務教育諸学校に通う児童生徒の給食費を恒久的に無償化することに伴い、所要の改正を行う。
概要	<p>1 規則 附則を追加し、児童等の保護者に係る学校給食費の徴収額を 0 円とする旨を規定する。</p> <p>2 要綱 題名から「価格高騰対策」の文言を削るとともに、子育て支援策としての交付目的が分かるよう、第 1 条の趣旨規定等を改正する。</p>
経過	<p>令和 7 年 10 月 6 日開催の懸案協議において、子育て支援の更なる充実を図るため、市内小中学校及び義務教育諸学校に通う児童生徒の給食費を令和 8 年度以後恒久的に無償化することが決定された。</p> <p>なお、令和 8 年市議会第 1 回定例会において当初予算案の可決を受け、無償化が実現することとなる。</p>
関係 法令	<p>学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号) 笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)</p>
予算 措置	令和 8 年度当初予算額 補助金事業 29,310 千円
その 他	

笛吹市告示第 号

笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

笛吹市学校給食費徴収規則(令和 3 年笛吹市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(子育て世帯支援のための特例)

- 4 児童等の保護者に係る学校給食費の徴収額は、第 7 条の規定にかかわらず、0 円とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市学校給食費徴収規則(令和3年笛吹市規則第17号)新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="315 424 405 453">附 則</p> <p data-bbox="271 475 640 504"><u>(子育て世帯支援のための特例)</u></p> <p data-bbox="237 526 1106 603"><u>4 児童等の保護者に係る学校給食費の徴収額は、第7条の規定にかかわらず、0円とする。</u></p>	<p data-bbox="1211 424 1301 453">附 則</p> <p data-bbox="1151 526 1227 555">〔新設〕</p>

笛吹市告示第 号

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱(令和5年笛吹市告示第100号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱

第1条中「、食料品等の価格高騰の影響を踏まえ」を削り、「軽減する」を「軽減し、子育て支援の更なる充実を図る」に改める。

第4条中「令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間」を「補助金の交付申請を行う年度(以下「申請年度」という。)」に改め、同条第1号中「第3条第1号」を「前条第1号」に、「前条に定める期間中」を「申請年度」に改め、同条第2号中「第3条第2号本文」を「前条第2号本文」に、「前条に定める期間中」を「申請年度」に改める。

第5条第1項中「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付申請(請求)書」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付申請(請求)書」に改め、「校長」の次に「等」を加え、「令和8年3月31日」を「申請年度の末日」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付決定通知書兼額確定通知書」に、「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金不交付決定通知書」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金不交付決定通知書」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

様式第1号中 「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等 価格高騰対策補助金交付申請(請求)書」 を

「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等 補助金交付申請(請求)書」 に、「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金の」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金の」に、「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補

助金交付要綱第5条第1項」を「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱第5条」に、「学校が」を「学校等が」に、

「 年 月 日 「年 月 日
学校 を 学校・施設名(又は教育委員会名)
校長」 職・氏名 」

「(1) 前期後期に分けて申請(請求)する場合

前期 令和7年10月31日(令和7年4月から同年9月分まで)

に、 後期 令和8年3月31日(令和7年10月から令和8年3月分まで) を

(2) 一括申請(請求)する場合

令和8年3月31日 」

「申請年度の末日まで」に改める。

様式第2号中 「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰
対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書」 を

「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
補助金交付決定通知書兼額確定通知書」 に、「義務教育諸学校児童生徒学

校給食費等価格高騰対策補助金について」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金について」に、「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱」を「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱」に改める。

様式第3号中 「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金不交付決定通知書」 を

「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
補助金不交付決定通知書」 に、「義務教育諸学校児童生徒学

校給食費等価格高騰対策補助金について」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金について」に、「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱」を「笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱(令和5年笛吹市告示第100号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は_____、本市に住所を有し居住している義務教育諸学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の更なる充実を図るため、学校給食費等が無償とならない場合に、保護者に対して昼食に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、補助金の交付申請を行う年度(以下「申請年度」という。)に保護者が負担すべき学校給食費等の額とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは市又はその他地方公共団体から学校給食費等の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に規定する保護者 申請年度_____に食した学校給食の回数に、学校給食費の1食当たりの金額を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、本市に住所を有し居住している義務教育諸学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する_____ため、学校給食費等が無償とならない場合に、保護者に対して昼食に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間_____に保護者が負担すべき学校給食費等の額とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは市又はその他地方公共団体から学校給食費等の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 第3条第1号に規定する保護者 前条に定める期間中に食した学校給食の回数に、学校給食費の1食当たりの金額を乗じて得た額とする。</p>

ただし、1食当たりの金額の上限は小学校等の児童の場合は330円、中学校等の生徒の場合は380円とする。この場合において、食物アレルギー等のため学校給食の提供を受ける代わりに保護者が用意した昼食は、学校給食の回数に含めるものとする。

- (2) **前条第2号本文** 及び同条第3号に規定する保護者 **申請年度** _____ に保護者が昼食を用意した回数に、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)の児童の場合は330円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の場合は380円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付申請(請求)書** (様式第1号)に、児童生徒が通学する学校の校長**等**の喫食証明を受け、**申請年度の末日**までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは**義務教育諸学校児童生徒学校**

ただし、1食当たりの金額の上限は小学校等の児童の場合は330円、中学校等の生徒の場合は380円とする。この場合において、食物アレルギー等のため学校給食の提供を受ける代わりに保護者が用意した昼食は、学校給食の回数に含めるものとする。

- (2) **第3条第2号本文** 及び同条第3号に規定する保護者 **前条に定める期間中** に保護者が昼食を用意した回数に、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)の児童の場合は330円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の場合は380円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付申請(請求)書** (様式第1号)に、児童生徒が通学する学校の校長__の喫食証明を受け、**令和8年3月31日**までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和7年4月から同年9月分までの喫食分を前期として、令和7年10月から令和8年3月分までの喫食分を後期として、分けて申請することができる。この場合において、前期の申請期限は令和7年10月31日まで、後期の申請期限は令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは**義務教育諸学校児童生徒学校**

給食費等補助金交付決定通知書兼額確定通知書 (様式第2号)により、不相当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金不交付決定通知書 (様式第3号)によりその理由を付して、申請した保護者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書 (様式第2号)により、不相当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金不交付決定通知書 (様式第3号)によりその理由を付して、申請した保護者に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

(新)

様式第1号(第5条関係)

(表)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者(保護者)

住所

氏名

電話番号

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
補助金交付申請(請求)書**

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金の交付を受けた
いので、**笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付要綱第5条**
の規定により、次のとおり申請(請求)します。

1 交付申請(請求)額 円
(下記内訳の実費分(C)の金額に同じ。)

2 児童又は生徒名

3 内訳 1食の上限は、小学校等児童 330円、中学校等生徒 380円

期間	年 月 日から		年 月 日まで	
期間中の支払額(A)	1食	円 ×	回 =	円
扶助、補助又は援助の額(B)	円	実費分(C) (A-B)		円

裏面に補助金振込口座情報の記入欄がありますので必ずご確認ください。

下の欄は**学校等が**証明するので、保護者は記入しないでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校・施設名(又は教育委員会名)

職・氏名



(旧)

様式第1号(第5条関係)

(表)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者(保護者)

住所

氏名

電話番号

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金交付申請(請求)書**

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金の交付を受けた
いので、**笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交
付要綱第5条第1項**の規定により、次のとおり申請(請求)します。

1 交付申請(請求)額 円
(下記内訳の実費分(C)の金額に同じ。)

2 児童又は生徒名

3 内訳 1食の上限は、小学校等児童 330円、中学校等生徒 380円

期間	年 月 日から		年 月 日まで	
期間中の支払額(A)	1食	円 ×	回 =	円
扶助、補助又は援 助の額(B)	円	実費分(C) (A-B)		円

裏面に補助金振込口座情報の記入欄がありますので必ずご確認ください。

下の欄は**学校が** 証明するので、保護者は記入しないでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
学校
校長



(新)

(裏)

- 4 補助金振込口座 口座名義人は、保護者(申請者)と同一であること。

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

口座情報が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

- 5 申請期限

申請年度の末日まで

(旧)

(裏)

- 4 補助金振込口座 口座名義人は、保護者(申請者)と同一であること。

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

口座情報が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

- 5 申請期限

(1) 前期後期に分けて申請(請求)する場合

前期 令和7年10月31日(令和7年4月から同年9月分まで)

後期 令和8年3月31日(令和7年10月から令和8年3月分まで)

(2) 一括申請(請求)する場合

令和8年3月31日

(新)

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長

印

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
補助金交付決定通知書兼額確定通知書**

年 月 日付で交付申請(請求)のあった**義務教育諸学校児童生徒
学校給食費等補助金**について、**笛吹市義務教育諸学校児童生徒
学校給食費等補助金交付要綱** 第 6 条の規定により、次のとおり
補助金の交付を決定し、併せてその額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 円

(旧)

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰
対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書**

年 月 日付で交付申請(請求)のあった**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金**について、**笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱**第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定し、併せてその額を確定したので通知します。

補助金交付確定額

円

(新)

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長



**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
補助金不交付決定通知書**

年 月 日付けで交付申請(請求)のあった**義務教育諸学校児童
生徒学校給食費等補助金**について、**笛吹市義務教育諸学校児童
生徒学校給食費等補助金交付要綱**第 6 条の規定により、次のと
おり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

(旧)

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長



**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金不交付決定通知書**

年 月 日付けで交付申請(請求)のあった**義務教育諸学校児童
生徒学校給食費等価格高騰対策補助金**について、**笛吹市義務教育諸学校児童
生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱**第 6 条の規定により、次のと
おり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

議案第34号（3月）

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱、笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部改正について

学校教育課

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱等の一部を改正する要綱

次に掲げる要綱の規定中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

- (1) 笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱(平成 29 年笛吹市教育委員会告示第 7 号)附則第 2 項
- (2) 笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱(平成 29 年笛吹市教育委員会告示第 8 号)附則第 2 項
- (3) 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱(平成 30 年笛吹市教育委員会告示第 9 号)附則第 2 項
- (4) 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱(平成 30 年笛吹市教育委員会告示第 10 号)附則第 2 項
- (5) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 19 号)附則第 2 項
- (6) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 20 号)附則第 2 項

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【第1号関係】 笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱(平成29年笛吹市教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="331 424 416 451">附 則</p> <p data-bbox="286 475 416 502">(施行期日)</p> <p data-bbox="255 528 1077 555">1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。</p> <p data-bbox="286 579 490 606">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="255 632 920 659">2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1225 424 1310 451">附 則</p> <p data-bbox="1180 475 1310 502">(施行期日)</p> <p data-bbox="1149 528 1971 555">1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。</p> <p data-bbox="1180 579 1384 606">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="1149 632 1814 659">2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>

【第2号関係】 笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱(平成29年笛吹市教育委員会告示第8号)新旧対照表

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>
---	---

【第3号関係】 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="331 424 416 451">附 則</p> <p data-bbox="286 475 416 502">(施行期日)</p> <p data-bbox="255 528 813 555">1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="286 580 495 608">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="255 633 920 660">2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1225 424 1310 451">附 則</p> <p data-bbox="1180 475 1310 502">(施行期日)</p> <p data-bbox="1149 528 1706 555">1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1180 580 1388 608">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="1149 633 1814 660">2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>

【第4号関係】 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第10号)新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="331 422 416 451">附 則</p> <p data-bbox="286 472 416 501">(施行期日)</p> <p data-bbox="255 528 810 557">1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="286 577 492 606">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="255 633 920 662">2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1225 422 1310 451">附 則</p> <p data-bbox="1180 472 1310 501">(施行期日)</p> <p data-bbox="1149 528 1704 557">1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1180 577 1386 606">(この要綱の失効)</p> <p data-bbox="1149 633 1814 662">2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>

【第5号関係】 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p>

【第6号関係】 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第20号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p>

議案第35号（3月）

笛吹市教育支援センター設置運営要綱
の一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和4年笛吹市教育委員会告示第8号) 笛吹市教育支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>教育支援センターを利用することができる児童の範囲を拡大するため、 所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>本市では、令和4年度から不登校の児童生徒に対して自立及び学校生活 への適応に関わる指導等を行い、学校への復帰を支援する機関として、教 育支援センター「ステラ」を開設している。 近年、不登校の低年齢化が進み、小学校4年生の不登校児童が増えてい るため、当該センターを利用することができる児童の学年を次のとおり引 き下げる。</p> <p>改正前 小学校第5学年及び第6学年 改正後 小学校第4学年から第6学年まで</p>
<p>経過</p>	<p>現在、小学校の不登校は、第4学年において増加傾向にあるとともに、 不登校児童を抱える保護者から児童の教育支援センターの利用について 需要が高まっている。 早期に支援を行うことで不登校の長期化を防ぎ、かつ、保護者の心理的 負担を軽減するため、現行のセンターの規模において当該センターに通う ことができる対象児童の枠を最大限に広げる必要がある。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関 する法律(平成28年法律第105号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和7年度当初予算計上 18,705千円 令和8年度当初予算計上 24,287千円</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市教育支援センター設置運営要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

笛吹市教育支援センター設置運営要綱(令和4年笛吹市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第5学年及び第6学年」を「第4学年から第6学年まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

笛吹市教育支援センター設置運営要綱(令和4年笛吹市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(定員及び対象)</p> <p>第6条 教育支援センターの定員は30人とし、利用することができる者は笛吹市立小学校に在籍する<u>第4学年から第6学年まで</u>の児童<u>及び</u> 笛吹市立中学校に在籍する生徒であって、不登校の状態にあるものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(定員及び対象)</p> <p>第6条 教育支援センターの定員は30人とし、利用することができる者は笛吹市立小学校に在籍する<u>第5学年及び第6学年</u>の児童<u>並びに</u> 笛吹市立中学校に在籍する生徒であって、不登校の状態にあるものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>

議案第36号（3月）

笛吹市立小学校サポーター設置要綱の
一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 21 年笛吹市教育委員会訓令第 2 号) 笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>職を整理するとともに、市立小学校に加えて中学校に学校サポーターを配置するため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市立小学校における障害のある児童の教育の充実を図るため、当該児童の介助や支援等を行う学校サポーターを小学校に配置している。 また、肢体不自由児童の介助を専門に行う学校生活サポートも小学校に配置している。 当該職種は業務内容が重複しているため、職名の併存を解消し、学校生活サポートの職を学校サポーターの職に統合する。 あわせて、中学校にも学校サポーターを配置することで、特別支援教育の支援を強化し、児童生徒の学びの保障に寄与するため改正を行う。 くわえて、校長に笛吹市会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間を変更することができる権限を委任していないため当該規定について削ることとする。</p>
<p>経過</p>	<p>平成 21 年度から特別支援教育支援員を学校サポーターの名称で市立小学校に配置し、支援体制を構築してきた。 近年は、肢体不自由により、日常的に介助が必要な児童生徒が増え、支援の拡充が求められている。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 7 年度当初予算計上 51,697 千円 令和 8 年度当初予算計上 61,757 千円</p>
<p>その 他</p>	<p>令和 8 年度学校サポーター18 人(うち肢体不自由児童生徒介助 3 人(小学校 2 人・中学校 1 人))</p>

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱の一部を改正する要綱

笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱(平成 21 年笛吹市教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

笛吹市立小中学校学校サポーター設置要綱

第 1 条中「笛吹市立小学校」を「笛吹市立小中学校」に改め、「児童」の次に「及び生徒」を、「第 37 条第 2 項」の次に「(同法第 49 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 4 条中「児童」の次に「又は生徒」を加える。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(4) 肢体が不自由な児童又は生徒の支援が必要なとき。

第 6 条第 2 項中「1 日 6 時間」を「休憩時間を除き、1 日につき、小学校にあっては 6 時間とし、中学校にあっては 7 時間」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">笛吹市立小中学校学校サポーター設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、笛吹市立小中学校において、障害のある児童及び生徒の教育の充実を図るため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第2項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する必要な職員の職に、学校サポーターを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 学校サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助 (2) 発達障害の児童又は生徒に対する学習支援 (3) 学習活動、教室間移動等における介助 (4) 児童又は生徒の健康確保及び安全確保 (5) 学校行事における介助 (6) 周囲の児童又は生徒の障害理解促進 (7) その他配置された学校の校長が必要と認める事項 <p>(配置)</p> <p>第5条 学校サポーターは、次の各号のいずれかに該当する学校に配置</p>	<p style="text-align: center;">笛吹市立小学校学校サポーター設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、笛吹市立小学校において、障害のある児童_____の教育の充実を図るため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第2項_____に規定する必要な職員の職に、学校サポーターを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 学校サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助 (2) 発達障害の児童_____に対する学習支援 (3) 学習活動、教室間移動等における介助 (4) 児童_____の健康確保及び安全確保 (5) 学校行事における介助 (6) 周囲の児童_____の障害理解促進 (7) その他配置された学校の校長が必要と認める事項 <p>(配置)</p> <p>第5条 学校サポーターは、次の各号のいずれかに該当する学校に配置</p>

するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 肢体が不自由な児童又は生徒の支援が必要なとき。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 (略)

2 学校サポーターの勤務時間は、**休憩時間を除き、1日につき、小学校
にあっては6時間とし、中学校にあっては7時間**とする。

するものとする。

(1)～(3) (略)

[新設]

(勤務日及び勤務時間)

第6条 (略)

2 学校サポーターの勤務時間は、**1日6時間**
_____とする。

**3 前2項の規定にかかわらず、校長は、必要があると認める場合には、
勤務日及び勤務時間を変更することができる。**

議案第37号（3月）

笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和2年笛吹市教育委員会訓令第1号) 笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>学校で行われる健康診断において養護教諭及び児童生徒の支援を行う補助員の謝礼を増額するため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>本市では、笛吹市立小中学校の児童生徒の健康診断の円滑な実施を確保するため、各学校の定期健診において看護師免許又は養護教諭の有効な免許を所持している者が補助を行い、当該活動に対して謝礼を支払っている。 今般、山梨県の最低賃金が令和7年12月1日から引き上げられたことに伴い、健診補助員の謝礼が最低賃金を下回るようになったため、最低賃金に合わせて増額する改正を行う。</p> <p>1時間当たり 改正前 994円 → 改正後 1,052円</p>
<p>経過</p>	<p>当該支援事業の開始時期から謝礼の金額が変わっていないため、補助員の確保に苦慮しているところ、山梨県の最低賃金が改定されたため、謝礼の額を見直し、増額を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和7年度当初予算計上 396千円 令和8年度当初予算計上 422千円</p>
<p>その他</p>	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱の一部を改正する要
綱

笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会訓
令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「994 円」を「1052 円」に改め、ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(謝金)</p> <p>第6条 健診補助員の謝礼は、1時間当たり 1,052円とする。 _____</p>	<p>(謝金)</p> <p>第6条 健診補助員の謝礼は、1時間当たり 994円とする。 ただし、1日 7,700円を上限とする。</p>

議案第38号（3月）

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金交付要綱の一部を改
正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課ほか

題名	(令和3年笛吹市告示第157号)外2件 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱
趣旨 目的	補助対象経費のうち宿泊費の上限額を、市職員の旅費における当該額に準じて改定するため、所要の改正を行う。
概要	対象の補助金3件について、補助対象経費のうち宿泊費(1人1泊当たり)の上限額を次のように改定する。 現行 10,900円 改正後 笛吹市職員等の旅費に関する条例に定める市職員の宿泊費上限額に準じた額
経過	対象の補助金3件における補助対象経費のうち宿泊費の上限額は、市職員の旅費に準じ1人1泊当たり10,900円としていた。 令和7年9月30日、笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和7年笛吹市条例第23条)が公布され、同年10月1日からは、市職員の宿泊費上限額は、宿泊地に応じて国が定める基準額と同額となった。 ついては、対象の補助金3件に定める補助対象経費の宿泊費上限額を、引き続き市職員の当該額に準じた額とするため、改正することとした。
関係 法令	笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号) 笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号))
予算 措置	令和8年度当初予算 7,651千円(補助金3件の合計)
その他	対象例規は次の3件 1 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和3年笛吹市告示第157号) 2 笛吹市地域づくり市民活動応援補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第29号) 3 笛吹市障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第31号)

笛吹市告示第 号

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱
等の一部を改正する要綱

(笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和 3 年笛吹市告示第 157 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「10,900 円」を「笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 57 号)第 15 条第 1 項第 3 号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額」に改める。

(笛吹市地域づくり市民活動応援補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 笛吹市地域づくり市民活動応援補助金交付要綱(令和 6 年笛吹市告示第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表旅費(宿泊料を含む。)の項中「1 泊 10,900 円」を「1 人 1 泊当たり、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 57 号)第 15 条第 1 項第 3 号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額」に改める。

(笛吹市障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱の一部改正)

第 3 条 笛吹市障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱(令和 6 年笛吹市告示第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1 泊 10,900 円」を「1 人 1 泊当たり、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 57 号)第 15 条第 1 項第 3 号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【第1条関係】 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和3年笛吹市告示第157号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊費(1人1泊当たり、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)第15条第1項第3号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額を限度とする。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊費(1人1泊当たり、10,900円を限度とする。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

【第2条関係】 笛吹市地域づくり市民活動応援補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第29号)新旧対照表

改正案		現行	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
対象経費	内訳等	対象経費	内訳等
報償費	(略)	報償費	(略)
旅費(宿泊料を含む。)	外部講師に伴う交通費実費及び宿泊費。 ただし、宿泊費は、 1人1泊当たり、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)第15条第1項第3号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額 を限度とする。	旅費(宿泊料を含む。)	外部講師に伴う交通費実費及び宿泊費。 ただし、宿泊費は、 1泊10,900円 を限度とする。
消耗品費～その他事業を実施するために市長が必要と認める経費 (略)	(略)	消耗品費～その他事業を実施するために市長が必要と認める経費 (略)	(略)

【第3条関係】 笛吹市障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第31号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
補助対象経費	補助率	内訳	補助対象経費	補助率	内訳
報償等	10/10	外部講師謝礼等(交通費含む。)	報償等	10/10	外部講師謝礼等(交通費含む。)
旅費(宿泊料含む。)		外部講師の宿泊料に限る。ただし、 1人1泊当たり、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)第15条第1項第3号に掲げる市職員につき同項により定められている宿泊費の額 を限度とする。	旅費(宿泊料含む。)		外部講師の宿泊料に限る。ただし、 1泊10,900円 を限度とする。
消耗品費～負担金(略)		(略)	消耗品費～負担金(略)		(略)
その他事業を実施するために市長が必要と認める経費	5/10		その他事業を実施するために市長が必要と認める経費	5/10	

議案第39号（3月）

笛吹市フリースクール利用支援事業補助
金交付要綱の制定について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和 年笛吹市告示第 号) 笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>フリースクールに通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、フリースクールの利用に要する経費に対して補助金を交付する。</p>
<p>概要</p>	<p>利用するフリースクールにおいて、不登校児童生徒が指導要録上の出席扱いとなる場合に、次のとおり保護者に対して補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象者 不登校児童生徒と同居する保護者であって、市税の滞納がないもの また、同様の補助金等の交付を受けていない者 2 補助対象経費 不登校児童生徒が利用するフリースクールに対して保護者が支払う 利用料、授業料又はこれに類する費用 3 補助金の額 補助対象経費の10分の10、ただし、児童生徒1人につき1月当たり 3万円を限度とする。
<p>経過</p>	<p>近年、全国的に不登校児童生徒数が増加している。これを受け、県は、令和7年度に就学援助世帯を対象としたフリースクール利用支援事業費補助金を創設した。 現在、本市では、教育支援センター「ステラ」を開設し、不登校児童生徒が通える場を提供しているが、本市においても不登校児童生徒数が急増している。こうした実情を踏まえ、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うため、県の補助金の活用に加えて、補助対象者を拡充して補助金を交付する。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号) 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン(令和6年3月笛吹市教育委員会策定)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和8年度当初予算計上 2,880千円 (県1/2(就学援助制度対象世帯のみ)・市1/2)</p>
<p>その 他</p>	<p>令和7年9月24日懸案協議済み</p>

笛吹市告示第 号

笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下政樹

笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、フリースクールに通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、フリースクールの利用に要する経費に対して予算の範囲内でフリースクール利用支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する児童生徒をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市に居住し、不登校児童生徒と同居する保護者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 在籍する学校の校長が指導要録上の出席扱いについて認めているフリースクールを不登校児童生徒が利用していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 国、県、市町村等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、不登校児童生徒が利用するフリースクールに対して保護者が支払う利用料、授業料又はこれに類する費用とし、児童生徒1人につき1月当たり3万円を限度

とする。ただし、指導要録上の出席扱いとなる日がない月の費用は対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、フリースクール利用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクールの利用及び補助対象経費の額が確認できる書類
- (2) 市税の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはフリースクール利用支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはフリースクール利用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請があった保護者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知書を受けた保護者は、補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、フリースクール利用支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはフリースクール利用支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときはフリースクール利用支援事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、保護者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び請求)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた保護者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象経費に係るフリースクールの利用が完了したときは、フリースクール利用支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出席状況報告書
- (2) 領収書その他の補助対象経費の支払額が分かる書類
- (3) 振込先金融機関の口座の情報が分かる書類

2 前項の実績報告書兼請求書は、第6条の規定による交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に分割して

提出することができるものとする。

- (1) 4月から6月までの補助対象経費 7月1日から7月31日まで
- (2) 4月から9月までの補助対象経費 10月1日から10月31日まで
- (3) 4月から12月までの補助対象経費 1月1日から1月31日まで
(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、フリースクール利用支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、フリースクール利用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、フリースクール利用支援事業補助金返還命令書(様式第10号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

笛吹市長 様

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

フリースクール利用支援事業補助金交付申請書

次のとおりフリースクール利用支援事業補助金の交付を受けたいので、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、指導要録上の出席扱いとすることを希望し、在籍校に申請を行っていることを申出ます。

1 フリースクール利用児童又は生徒

氏名	フリガナ
学校名	
学年・学級	第 学年 組

2 フリースクール

施設所在地	
施設名	
本年度利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
1か月の利用料	円

3 補助金交付申請額(児童生徒1人につき1月当たり3万円が上限)

円

4 添付書類

- (1) フリースクールの利用及び利用料の額が確認できる書類
- (2) 市税の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

なお、申請した内容に変更があったときは、同要綱第7条第1項の規定に基づき、フリースクール利用支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

交付決定額

円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

フリースクール利用支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったフリースクール利用支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額

円

2 変更後の額

円

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

変更する内容が分かるもの

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 承認する変更の内容

2 変更後の交付決定額

円

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者(保護者) 住所
氏名
電話番号

フリースクール利用支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり実績を報告の上、請求します。

1 請求額

円

(児童生徒1人につき1月当たり3万円が上限)

内訳

月	月	月	月	月	月
円	円	円	円	円	円
月	月	月	月	月	月
円	円	円	円	円	円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

3 添付書類

- (1) 出席状況報告書(様式第7号の別紙)
- (2) 領収書その他の補助対象経費の支払額が分かる書類
- (3) 振込先金融機関の口座の情報が分かる書類

(別紙)

出席状況報告書

指導要録上の出席扱いの日について、右欄に該当年及び月を記入の上、出席扱いの日に○を付してください。

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

年 月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校 校長

印

注 記入欄が不足するときは、複写し、それぞれ証明がある報告書を提出してください。

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告及び請求のあったフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定額

円

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったフリースクール
利用支援事業補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市フリース
クール利用支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり
通知します。

1 交付決定取消年月日

年 月 日

2 交付決定額

円

3 取消後の交付決定額

円

4 取消しの理由

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

フリースクール利用支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消したフリースクール利用支援事業補助金について、笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

5 返還方法

返還金については、納入通知書により納期限までに返還すること。

議案第40号（3月）

笛吹市英語指導助手設置要綱の制定について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和 年笛吹市教育委員会訓令第 号) 笛吹市英語指導助手設置要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>英語指導助手(ALT)を笛吹市立小中学校に設置することに関し、必要な事項を定める。</p>
<p>概要</p>	<p>令和 8 年度から笛吹市立小中学校にパートタイム会計年度任用職員として ALT を設置することに伴い、次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日及び勤務時間 週 5 日、1 日 7 時間 30 分勤務(8 時 30 分～17 時) 2 職務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小学校及び中学校における外国語等の授業補助 (2) 小学校における外国語活動等の補助 (3) 外国語教材作成の補助 (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助 (5) 特別活動、部活動等への協力 (6) 外国語担当指導主事、外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供 (7) 外国語スピーチコンテストへの協力 (8) 地域における国際交流活動への協力 等 3 報酬 22 万 5 千円(期末手当及び勤勉手当なし)
<p>経過</p>	<p>本市では、令和 7 年度まで JET プログラムを活用し、ALT を配置していた。また、併せて民間業者と派遣業務委託を締結し、英語教育の向上に努めてきた。</p> <p>令和 8 年度からは更なる児童生徒の英語力向上のため、フィリピン共和国のベイ町と自治体間交流に関する覚書を締結。ALT を 22 人招致し、会計年度任用職員として任用の上、学校に配置する。</p>
<p>関係法令</p>	<p>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第 27 号) 笛吹市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和 2 年笛吹市規則第 14 号) 笛吹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年笛吹市規則第 15 号)</p>
<p>予算措置</p>	<p>令和 7 年度当初予算計上 3,844 千円 令和 8 年度当初予算計上 159,048 千円</p>
<p>その他</p>	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市英語指導助手設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望月 栄一

笛吹市英語指導助手設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり国際社会で活躍し市の未来を拓く人材を育成するため、国際共通語である英語、英会話に慣れ親しむ環境を充実させ、英語力の向上を図ることを目的として市立小中学校に英語指導助手を設置することに關し、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)、笛吹市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年笛吹市規則第14号)及び笛吹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年笛吹市規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 英語指導助手は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第3条 英語指導助手は、次条に規定する職務を行うに必要な能力を有する外国人のうちから、笛吹市教育委員会が任用する。

2 英語指導助手の再度の任用は、4月1日における通算任用年数が5年未満である場合に限り行うものとする。

(職務)

第4条 英語指導助手は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 小学校及び中学校における外国語等の授業補助
- (2) 小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (5) 特別活動、部活動等への協力
- (6) 外国語担当指導主事、外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学校教育課長又は校長が必要と認める職

務

(勤務日及び勤務時間)

第5条 英語指導助手の勤務日は、週5日以内とし、勤務時間は、1日当たり7時間30分とする。

(報酬等)

第6条 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第30条の規定に基づき定める英語指導助手の報酬は、1月当たり22万5,000円とし、手当のうち期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、英語指導助手の設置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第41号（3月）

笛吹市通学バス管理運営規則の一部を
改正する規則について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

題名	(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 15 号) 笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則
	(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 7 号) 笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則
	(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 8 号) 笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程
趣旨 目的	通学バスの運行区間を新たに創設するとともに、関係例規を整理するため、所要の改正を行う。
概要	<p>令和 8 年 4 月から石和西小学校に通学する石和町向田区の児童並びに境川小学校に通学する境川町大坪区及び境区の児童を対象とした通学バスを新たに運行する。</p> <p>あわせて、同月から小規模特認校制度を利用して学区外から芦川小学校に通学する児童を対象とした通学バスの運行を、浅川中学校に通学する生徒が利用する既存の通学バスを活用して行う。</p> <p>この新たな通学バスの運行に伴い、運行区間を定める。</p> <p>くわえて、管理運営規則に運営の規定が設けられておらず、運営に関する細則に運営の定めを委任している。さらに、細則の題名が付される例規は規則として発令になるが、訓令として発令され、別に運営委員会規程が存在する運営委員会についても規定がある。このことから、細則中の管理に係る規定は管理規則に、運営委員会に係る規定は運営委員会規程に移し、細則を廃止する。</p>
経過	石和西小学校、境川小学校及び小規模特認校の芦川小学校の通学バスの運行については、笛吹市小中学校スクールバス運営方針に倣い、令和 8 年度から児童生徒の通学を支援するため、行うこととした。
関係 法令	なし
予算 措置	令和 7 年度 12 月補正債務負担 石和 43,245 千円・境川 55,440 千円 令和 8 年度当初予算計上 石和 14,414 千円・境川 18,484 千円
その 他	令和 7 年 10 月 31 日懸案協議済み

笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則

笛吹市通学バス管理運営規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 3 条中「、適正」を「適正」に、「(以下「運営委員会」という。)を、置く」を「を置く」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 笛吹市通学バス運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条を第 9 条とし、第 2 条の次に次の 6 条を加える。

(運行区間)

第 3 条 通学バスの運行区間は、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市石和町向田から石和西小学校に至るまでの間
- (2) 笛吹市御坂町藤野木から御坂東小学校を経由し、御坂中学校に至るまでの間
- (3) 笛吹市御坂町成田から下成田及び二之宮を経由し、御坂西小学校に至るまでの間
- (4) 笛吹市御坂町成田から国衙を経由し、御坂西小学校に至るまでの間
- (5) 笛吹市御坂町竹居から大野寺、二階及び尾山を経由し、御坂西小学校に至るまでの間
- (6) 笛吹市八代町増田から南及び北を経由し、八代小学校に至るまでの間
- (7) 笛吹市八代町大口から奈良原、竹居及び高家を経由し、八代小学校に至るまでの間
- (8) 笛吹市境川町大窪から藤袋、間門、中寺尾、上寺尾及び原を経由し、浅川中学校に至るまでの間
- (9) 笛吹市境川町間門から中寺尾及び上寺尾を経由し、境川小学校に至るまでの間
- (10) 笛吹市境川町境から大坪を経由し、境川小学校に至るまでの間
- (11) 笛吹市芦川町鶯宿から上芦川を経由し、浅川中学校に至るまでの間
- (12) 笛吹市八代町竹居から芦川町上芦川及び鶯宿を経由し、芦川小学校に至るまでの間

(運行時間)

第4条 通学バスの運行時間は、関係学校の授業時間等に適応するよう設定する。

(運転技術員)

第5条 通学バスの運転は、運転技術員が行うこととする。ただし、運転技術員に事故があるとき又は運転技術員が欠けたときは、次項で定めた者を充てる。

2 教育委員会は、前項ただし書の場合に備えて、あらかじめ運転技術員に代わるべき者を選任しておかなければならない。

(運転技術員の遵守事項)

第6条 運転技術員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運転技術員は、関係学校の定める授業計画の執行に支障をきたさないよう、通学バスを運転しなければならない。

(2) 運転技術員は、運行記録日誌を付け、車両の点検を行い、所定の場所に通学バスを駐車しておかなければならない。

(3) 運転技術員は、通学バスの運転中又は待機中に事故、故障等が発生したときは、応急の処置をなし、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(4) 運転技術員は、通学バスを運行することの対償として、金品を收受してはならない。

(乗車する者の遵守事項等)

第7条 通学バスに乗車する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車体及び車内装備を損傷しないこと。

(2) 車内の清潔を保持すること。

(3) 運転に支障のある行為をしないこと。

2 通学バスに乗車する者の指導は、教育委員会及び校長が行う。

(運転業務の委託)

第8条 通学バスの運行業務は、業者又は個人に委託することができる。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、通学バスに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

笛吹市通学バス管理運営規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第15号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(運行区間)</u></p> <p><u>第3条 通学バスの運行区間は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 笛吹市石和町向田から石和西小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(2) 笛吹市御坂町藤野木から御坂東小学校を經由し、御坂中学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(3) 笛吹市御坂町成田から下成田及び二之宮を經由し、御坂西小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(4) 笛吹市御坂町成田から国衛を經由し、御坂西小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(5) 笛吹市御坂町竹居から大野寺、二階及び尾山を經由し、御坂西小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(6) 笛吹市八代町増田から南及び北を經由し、八代小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(7) 笛吹市八代町大口から奈良原、竹居及び高家を經由し、八代小学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(8) 笛吹市境川町大窪から藤壘、間門、中寺尾、上寺尾及び原を經由し、浅川中学校に至るまでの間</u></p> <p><u>(9) 笛吹市境川町間門から中寺尾及び上寺尾を經由し、境川小学校に至るまでの間</u></p>	<p>[新設]</p>

(10) 笛吹市境川町境から大坪を經由し、境川小学校に至るまでの間

(11) 笛吹市芦川町鶯宿から上芦川を經由し、浅川中学校に至るまでの間

(12) 笛吹市八代町竹居から芦川町上芦川及び鶯宿を經由し、芦川小学校に至るまでの間

(運行時間)

第4条 通学バスの運行時間は、関係学校の授業時間等に適應するよう設定する。

[新設]

(運転技術員)

第5条 通学バスの運転は、運転技術員が行うこととする。ただし、運転技術員に事故があるとき又は運転技術員が欠けたときは、次項で定めた者を充てる。

[新設]

2 教育委員会は、前項ただし書の場合に備えて、あらかじめ運転技術員に代わるべき者を選任しておかなければならない。

(運転技術員の遵守事項)

第6条 運転技術員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

[新設]

(1) 運転技術員は、関係学校の定める授業計画の執行に支障をきたさないよう、通学バスを運転しなければならない。

(2) 運転技術員は、運行記録日誌を付け、車両の点検を行い、所定の場所に通学バスを駐車しておかなければならない。

(3) 運転技術員は、通学バスの運転中又は待機中に事故、故障等が

発生したときは、応急の処置をなし、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(4) 運転技術員は、通学バスを運行することの対償として、金品を収受してはならない。

(乗車する者の遵守事項)

第7条 通学バスに乗車する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車体及び車内装備を損傷しないこと。

(2) 車内の清潔を保持すること。

(3) 運転に支障のある行為をしないこと。

2 通学バスに乗車する者の指導は、教育委員会及び校長が行う。

(運転業務の委託)

第8条 通学バスの運行業務は、業者又は個人に委託することができる。

(運営委員会)

第9条 通学バスの管理運営を適正に行うため、笛吹市通学バス運営委員会を置く。

2 笛吹市通学バス運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

[新設]

[新設]

(運営委員会)

第3条 通学バスの管理運営を、適正に行うため、笛吹市通学バス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を、置く。

[新設]

(組織)

第4条 運営委員会は、委員をもって組織する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、通学バスに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 教育委員会教育部長

(2) 通学バスを利用する区域以外の小中学校長の代表

(3) 通学バスを利用する区間の児童生徒が在籍する小中学校の校長

(4) 通学バスを利用する児童生徒が通学する小中学校のPTA代表

(5) 通学バスの運転技術員又は運行管理業務受託事業者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 運営委員会の運営については、別に定める。

(運営)

第5条 通学バス運営に関し、必要な事項は、別に定める。

[新設]

議案第42号（3月）

笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則について

学校教育課

○笛吹市通学バス運営に関する細則

平成16年10月12日
教育委員会訓令第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、笛吹市通学バス管理運営規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第15号)第5条の規定に基づき、通学バス(以下「バス」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行路線及び区間)

第2条 バスの運行路線及び区間は、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市御坂町藤野木橋から御坂中学校に至る間
- (2) 笛吹市御坂町花鳥バス停留所前から御坂西小学校に至る間
- (3) 笛吹市御坂町下成田入口から御坂西小学校に至る間
- (4) 笛吹市八代町大口から高家を経由し、八代小学校に至る間
- (5) 笛吹市八代町増利から日の出方面及び天川橋を経由し、八代小学校に至るまでの間
- (6) 笛吹市境川町寺尾地内から藤袋、大窪を経由、浅川中学校に至る間
- (7) 笛吹市境川町寺尾地内から藤袋を経由して境川小学校に至る間
- (8) 笛吹市芦川町鶯宿地内から上芦川を経由し、浅川中学校に至る間
- (9) その他教育長が認める間

(運行要領)

第3条 バスの運行時間は、関係学校の授業時間等に適応するよう設定する。

(運転技術員)

第4条 バスの運転は、運転技術員が行うこととする。ただし、運転技術員に事故があるとき、又は運転技術員が欠けたときは次項で定めた者を充てる。

2 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項ただし書の場合に備えて、あらかじめ運転技術員に代わるべき者を選任して置かなければならない。

3 運転技術員は、関係小中学校の定める授業計画の執行に支障をきたさないよう、バスを運転するものとする。

(運転技術員への指導)

第5条 教育長は、運転技術員の勤務について、次の事項を守らせなければならない。

- (1) 運転技術員は、バスの利用者から金品を收受してはならない。
- (2) 運転技術員は、バス運転中又は待機中事故又は故障等が発生したときは、応急の処置をなし、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運転技術員の遵守事項)

第6条 運転技術員は、勤務終了後は運行記録日誌を付け、車の点検を行い、所定の場所にバスを駐車しておかなければならない。

(運転業務の委託)

第7条 通学バスの運行業務は、必要に応じ、業者又は個人に委託することができる。

附 則

この細則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成21年12月3日教委訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委訓令第4号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日教委訓令第1号)

この細則は、公布の日から施行する。

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則を次のように定める。

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則

笛吹市通学バス運営に関する細則(平成16年笛吹市教育委員会訓令第7号)は、
廃止する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第43号（3月）

笛吹市通学バス運営委員会規程の一部
を改正する規程について

学校教育課

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程

笛吹市通学バス運営委員会規程(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「規則」という。)第 4 条第 3 項」を「)第 9 条第 2 項」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 通学バスを利用する区間の児童生徒が在籍しない小中学校の校長の代表
- (3) 通学バスを利用する区間の児童生徒が在籍する小中学校の校長
- (4) 通学バスを利用する児童生徒が在籍する小中学校の PTA 代表
- (5) 通学バスの運転技術員又は運行管理業務受託事業者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

第 5 条第 1 項中「通学バスを利用する区域以外の小中学校長の代表」を「第 3 条第 2 項第 2 号の委員」に改める。

第 6 条第 1 項中「並びに」を「及び」に、「運行路線及び区間」を「運行区間」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市通学バス運営委員会規程(平成16年笛吹市教育委員会訓令第8号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、笛吹市通学バス管理運営規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第15号)<u>第9条第2項</u>の規定に基づき、笛吹市通学バス運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条 運営委員会は、委員をもって組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 教育委員会教育部長</u></p> <p><u>(2) 通学バスを利用する区間の児童生徒が在籍しない小中学校の校長の代表</u></p> <p><u>(3) 通学バスを利用する区間の児童生徒が在籍する小中学校の校長</u></p> <p><u>(4) 通学バスを利用する児童生徒が在籍する小中学校のPTA代表</u></p> <p><u>(5) 通学バスの運転技術員又は運行管理業務受託事業者</u></p> <p><u>(6) その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育委員会教</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、笛吹市通学バス管理運営規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第15号。<u>以下「規則」という。)</u>第4条第3項の規定に基づき、笛吹市通学バス運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条 運営委員会は、規則第4条第2項の委員をもって組織する。</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育委員会</p>

育部長を、副委員長は第3条第2項第2号の委員
_____をもって充てる。

2・3 (略)

(会議)

第6条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。この場合において、委員長は、副委員長及び委員のうち審議に係る運行区間に係る委員を招集するものとする。

2～5 (略)

教育部長を、副委員長は通学バスを利用する区域以外の小中学校長の代表をもって充てる。

2・3 (略)

(会議)

第6条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。この場合において、委員長は、副委員長並びに委員のうち審議に係る運行路線及び区間に係る委員を招集するものとする。

2～5 (略)

議案第44号（3月）

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱
の一部を改正する要綱について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会生涯学習課

題名	(令和 6 年笛吹市告示第 80 号) 笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	補助対象団体を見直すとともに、題名を現況に即したものに改めるため、所要の改正を行う。
概要	文化振興を図るため、市内で文化活動を行う団体に補助金を交付しているところ、次のとおり改正する。 1 補助対象団体の変更 改正前 旧町村の文化協会 (石和、御坂、一宮、八代、境川及び春日居) 改正後 笛吹市文化協会 2 要綱名の変更 題名を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改め、併せて様式名等も修正する。
経過	本要綱の補助対象団体は、平成 30 年度までは文化協会、(公財)ふえふき文化スポーツ振興財団及び笛吹市太鼓連盟の 3 団体であった。 しかし、平成 30 年度の事務事業評価により、(公財)ふえふき文化スポーツ振興財団にあつては別事業による補助へ移行し、笛吹市太鼓連盟にあつては補助対象から除外されたため、本要綱の補助対象団体は文化協会のみとなり、「社会教育振興費補助金」という題名と補助事業の実態に乖離が生じていた。 また、現在は旧町村の文化協会を交付先としているが、これらの上部組織として笛吹市文化協会が存在しており、本市における他の補助金事業においては、旧町村単位の組織に市全体を統括する上部組織が存在する場合、当該上部組織に補助金を一括交付する運用が原則となっている。 については、市全体の文化振興を推進する事業趣旨を踏まえ、上部組織から旧町村の文化協会へと柔軟な事業配分を可能とするため、本補助金を笛吹市文化協会に一括して交付することとした。
関係 法令	笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
予算 措置	令和 8 年度当初予算 2,445 千円
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市社会教育施設振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱(令和 6 年笛吹市告示第 80 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

笛吹市文化協会補助金交付要綱

第 1 条中「社会教育」を「文化」に改め、「(以下「文化協会」という。)」を削る。

第 2 条中「文化協会」を「団体」に、「別表に掲げるもの」を「笛吹市文化協会(以下「文化協会」という。)」に改める。

第 5 条中「社会教育振興費補助金交付申請書」を「文化協会補助金交付申請書」に改める。

第 6 条中「社会教育振興費補助金交付決定通知書」を「文化協会補助金交付決定通知書」に、「社会教育振興費補助金不交付決定通知書」を「文化協会補助金不交付決定通知書」に改める。

第 7 条第 1 項中「社会教育振興費補助金変更承認申請書」を「文化協会補助金変更承認申請書」に改め、同条第 2 項中「社会教育振興費補助金変更承認通知書」を「文化協会補助金変更承認通知書」に、「社会教育振興費補助金変更不承認通知書」を「文化協会補助金変更不承認通知書」に改める。

第 8 条中「1 箇月」を「1 か月」に、「社会教育振興費補助金実績報告書」を「文化協会補助金実績報告書」に改める。

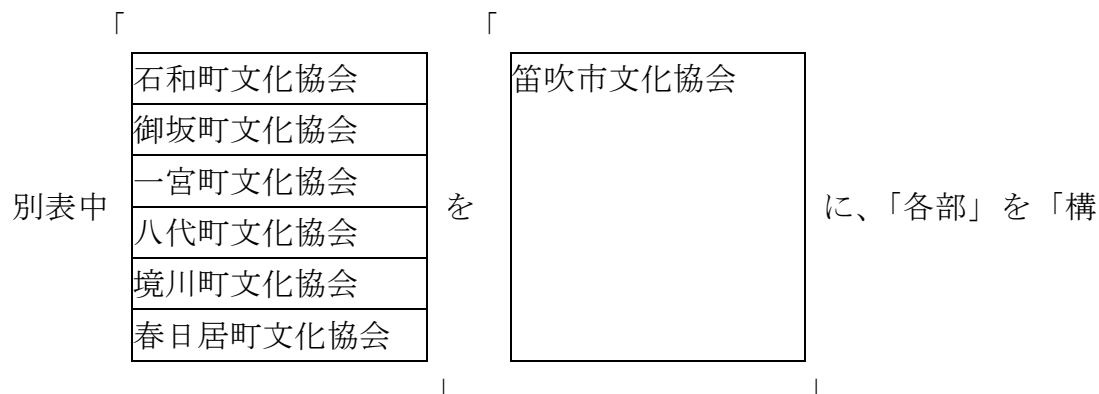
第 9 条第 1 項中「社会教育振興費補助金交付額確定通知書」を「文化協会補助金額確定通知書」に改め、同条第 2 項中「社会教育振興費補助金超過交付分返還命令書」を「文化協会補助金超過交付分返還命令書」に改める。

第 10 条第 1 項中「社会教育振興費補助金請求書」を「文化協会補助金請求書」に改める。

第 11 条第 2 項中「社会教育振興費補助金交付決定取消通知書」を「文化協会補助金交付決定取消通知書」に改め、同条第 3 項中「社会教育振興費補助金返還命令書」を「文化協会補助金返還命令書」に改める。

第 12 条第 2 項中「社会教育振興費補助金概算払請求書」を「文化協会補助

金概算払請求書」に改める。



成組織」に改める。

様式第1号中「社会教育振興費補助金交付申請書」を「文化協会補助金交付申請書」に、「社会教育振興費補助金の」を「文化協会補助金の」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第2号中「社会教育振興費補助金交付決定通知書」を「文化協会補助金交付決定通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第3号中「社会教育振興費補助金不交付決定通知書」を「文化協会補助金不交付決定通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第4号中「社会教育振興費補助金変更承認申請書」を「文化協会補助金変更承認申請書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「社会教育振興費補助金変更承認通知書」を「文化協会補助金変更承認通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第6号中「社会教育振興費補助金変更不承認通知書」を「文化協会補助金不承認通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 7 号中「社会教育振興費補助金実績報告書」を「文化協会補助金実績報告書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 8 号中「社会教育振興費補助金交付額確定通知書」を「文化協会補助金額確定通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 9 号中「社会教育振興費補助金超過交付分返還命令書」を「文化協会補助金超過交付分返還命令書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 10 号中「社会教育振興費補助金請求書」を「文化協会補助金請求書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 11 号中「社会教育振興費補助金交付決定取消通知書」を「文化協会補助金交付決定取消通知書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 12 号中「社会教育振興費補助金返還命令書」を「文化協会補助金返還命令書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

様式第 13 号中「社会教育振興費補助金概算払請求書」を「文化協会補助金概算払請求書」に、「社会教育振興費補助金について」を「文化協会補助金について」に、「笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱」を「笛吹市文化協会補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱(令和6年笛吹市告示第80号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">笛吹市文化協会補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、文化の振興を図るため、市内において文化活動を通じて市民文化の向上に資することを目的に活動する団体_____が実施する事業に対して補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、笛吹市文化協会(以下「文化協会」という。)とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 文化協会は、補助金の交付を受けようとするときは、文化協会補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは文化協会補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは文化協会補助金不交付決</p>	<p style="text-align: center;">笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、市内において文化活動を通じて市民文化の向上に資することを目的に活動する団体(以下「文化協会」という。)が実施する事業に対して補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる文化協会は、別表に掲げるものとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 文化協会は、補助金の交付を受けようとするときは、社会教育振興費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは社会教育振興費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは社会教育振興費補助金不</p>

定通知書 (様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった文化協会に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた文化協会は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、**文化協会補助金変更承認申請書** (様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)・(2) (略)

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは**文化協会補助金変更承認通知書** (様式第5号)により、不相当と認めるときは**文化協会補助金変更不承認通知書** (様式第6号)によりその理由を付して、承認申請のあった文化協会に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 文化協会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1か月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、**文化協会補助金実績報告書** (様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(補助金の額の確定)

交付決定通知書 (様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった文化協会に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた文化協会は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、**社会教育振興費補助金変更承認申請書** (様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)・(2) (略)

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは**社会教育振興費補助金変更承認通知書** (様式第5号)により、不相当と認めるときは**社会教育振興費補助金変更不承認通知書** (様式第6号)によりその理由を付して、承認申請のあった文化協会に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 文化協会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して**1箇月**を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、**社会教育振興費補助金実績報告書** (様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、**文化協会補助金交付額確定通知書**（様式第8号）により、実績報告のあった文化協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、**文化協会補助金超過交付分返還命令書**（様式第9号）により、期限を定めて文化協会に返還を命ずるものとする。

（補助金の請求等）

第10条 文化協会は、前条第1項の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、**文化協会補助金請求書**（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 （略）

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 （略）

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、**文化協会補助金交付決定取消通知書**（様式第11号）により、文化協会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、**文化協会補助金返還命令書**（様式第12号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、**社会教育振興費補助金交付額確定通知書**（様式第8号）により、実績報告のあった文化協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、**社会教育振興費補助金超過交付分返還命令書**（様式第9号）により、期限を定めて文化協会に返還を命ずるものとする。

（補助金の請求等）

第10条 文化協会は、前条第1項の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、**社会教育振興費補助金請求書**（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 （略）

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 （略）

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、**社会教育振興費補助金交付決定取消通知書**（様式第11号）により、文化協会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、**社会教育振興費補助金返還命令書**（様式第12号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第12条 (略)

2 文化協会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、**文化協会補助金概算払請求書** (様式第13号)を市長に提出しなければならない。

別表(第2条、第4条関係)

補助対象団体	補助対象経費	補助率及び補助限度額
笛吹市文化協会	報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(100,000円以内に限る。)、負担金及び補助金(構成組織 への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の9以内の額とし、2,445,000円を限度とする。

(補助金の概算払)

第12条 (略)

2 文化協会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、**社会教育振興費補助金概算払請求書**(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

別表(第2条、第4条関係)

補助対象団体	補助対象経費	補助率及び補助限度額
石和町文化協会	報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(100,000円以内に限る。)、負担金及び補助金(各部 への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の9以内の額とし、2,445,000円を限度とする。
御坂町文化協会		
一宮町文化協会		
八代町文化協会		
境川町文化協会		
春日居町文化協会		

(新)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化協会補助金交付申請書

次のとおり **文化協会補助金** の交付を受けたいので、**笛吹市文化協会補助金交付要綱** 第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(旧)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

社会教育振興費補助金交付申請書

次のとおり **社会教育振興費補助金** の交付を受けたいので、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱** 第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(様式については任意)

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日

様

笛吹市長



文化協会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額

円

(旧)

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額

円

(新)

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第6条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

(旧)

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第6条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

(新)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化協会補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**文化協会補助金**について、次のとおり変更したいので、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第7条第1項の規定により申請します。

- 1 交付決定額
円
- 2 変更後の額
円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
(1) 変更後の事業計画書
(2) 変更後の収支予算書

(旧)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

社会教育振興費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**社会教育振興費補助金**について、次のとおり変更したいので、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第7条第1項の規定により申請します。

- 1 交付決定額
円
- 2 変更後の額
円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
(1) 変更後の事業計画書
(2) 変更後の収支予算書

(新)

様式第5号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



(旧)

様式第5号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金変更承認通知書

社会教育振興費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第7条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認した変更内容
- 2 変更後の交付決定額
円

年 月 日付けで変更承認申請のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第7条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認した変更内容
- 2 変更後の交付決定額
円

(新)

様式第6号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第7条第2項の規定により、次のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

(旧)

様式第6号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第7条第2項の規定により、次のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

(新)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

報告者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化協会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

- 1 交付決定額
円
- 2 補助金額
円
- 3 概算払補助金額
円
- 4 添付書類(様式については任意)
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(旧)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

報告者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

社会教育振興費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

- 1 交付決定額
円
- 2 補助金額
円
- 3 概算払補助金額
円
- 4 添付書類(様式については任意)
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(新)

様式第8号(第9条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長



文化協会補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実施報告のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第9条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額
円

(旧)

様式第8号(第9条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実施報告のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第9条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額
円

(新)

様式第9号(第9条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第9条第2項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

1 交付済の補助金額

円

2 交付確定額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(旧)

様式第9号(第9条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第9条第2項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

1 交付済の補助金額

円

2 交付確定額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(新)

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化協会補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱** 第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求額
円
- 2 交付確定額
円
- 3 概算払交付済額
円

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

社会教育振興費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱** 第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求額
円
- 2 交付確定額
円
- 3 概算払交付済額
円

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(新)

様式第11号(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**文化協会補助金**について、その交付決定の全部(一部)を取り消したので、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日
年 月 日

3 交付決定額
円

4 取消後の交付決定額
円

(旧)

様式第11号(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**社会教育振興費補助金**について、その交付決定の全部(一部)を取り消したので、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日
年 月 日

3 交付決定額
円

4 取消後の交付決定額
円

(新)

様式第12号(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



文化協会補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第11条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(旧)

様式第12号(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

笛吹市長



社会教育振興費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第11条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還期限

年 月 日

(新)

(旧)

様式第13号(第12条関係)

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市長 様

請求者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

請求者
所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化協会補助金概算払請求書

社会教育振興費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**文化協会補助金**について、**笛吹市文化協会補助金交付要綱**第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった**社会教育振興費補助金**について、**笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱**第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

1 交付決定額

円

2 請求額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

議案第45号（3月）

山梨県市町村教育委員会連合会の今後の
財政運営について

教育総務課

山梨県市町村教育委員会連合会 今後の財政運営について

1.山梨県市町村教育委員会連合会の各会計について

会計種別	負担金算出基礎	用途	法令外負担金 審議会	備考
一般会計	児童・生徒数割 (山梨県教育統計の児童生徒数を引用)と、均等割(一団体 6,000 円)により算出	秋季研修会以外の経費に対する費用	審査あり 山梨県市長会 山梨県町村会	児童・生徒数割について、市は 9.49 円/人、町村は 6.32 円/人。 単価の差額については根拠、経緯不明。 (別紙1参照)
研修会 特別 会計	一団体 7,500 円	秋季研修会の運営費用を主とする	審査なし	平成 17 年度より現在の単価。

2.一般会計の財政状況について

歳入	少子化に伴い、児童・生徒数割での歳入は年々減少している。
歳出	物価高騰に伴い、宿泊費や通信運搬費、振込手数料等が相対的に値上がっている。
	【全国連に係る旅費】会長と事務局長の全国市町村教育委員会連合会への参加旅費を支出するが、宿泊費の値上がり等により毎年増加傾向にある。 【私用車利用旅費】私用車利用に係る旅費は、山梨県主催の会議については県庁にて開催されるものが多く、事務局市の所在地によっては会議参加に伴う旅費に差が生じる。(R7・8 都留市、R9・10 中央市、R11・12 韮崎市、R13・14 大月市、R15・16 上野原市)

3.一般会計の運営の懸念(別紙 2 参照)

少子化の進行により歳入は中長期的に減少していくことが見込まれる。一方で物価高騰等の影響により、歳出については増加傾向にある。

令和9年度までは繰越金を活用することにより、現行の法令外負担額での運営が可能であると考えられるが、令和10年度以降については、財政状況の推移を注視しつつ、運営の在り方や負担額等について、検討を行う必要がある。

4.今後の運営案について

案	
1	【一般会計について】現在の規模での活動を継続していくため、法令外負担金の額を改定する。(※法令外負担金審議会への提出が必要) (例:児童・生徒の一人当たりの負担金を一律10円に増額する。均等割額を10,000円に増額する。等)
2	【一般会計について】法令外負担金の額は改定せず、連合会の活動内容を見直す。 (例:春季研修会では外部講師による研修ではなく、山梨県教育庁の行政説明の場を設けることにより、報償費を削減する。等)
3	【特別会計について】現在の規模での活動を継続していくため、研修資料負担金の額を改定する。 (例:研修会を秋季研修会のみで開催とし、研修資料負担金を1団体10,000円に増額する。この場合、法令外負担金審議会での審議は不要。)
4	【特別会計について】研修資料負担金の額は改定せず、研修会の内容を見直す。
5	その他

※備考

一般会計の法令外負担金に係る各単価を改定するためには、定期総会で承認を得た後、法令外負担金審議会に単価改定についての説明を行う必要がある。このため、運営が厳しくなると見込まれる令和10年度に単価改定を実施する場合、令和9年度の総会にて単価改定について諮り、その後、法令外負担金審議会へ説明し、承認を得る流れとなる。

なお、研修会特別会計の研修資料負担金については、法令外負担金審議会の審査は不要であることから、改定する年度の定期総会にて承認を得る流れとなる。

5.今後の流れについて

添付のアンケートにより、本件に関してご回答ください。

山梨県市町村教育委員会連合会 今後の財政運営について(補助資料)

1. 山梨県市町村教育委員会連合会の各会計について

本会は、一般会計と研修会特別会計により運営しております。

一般会計の歳入は、県の教育統計調査をもとにした児童・生徒数割と、一団体 6,000 円の均等割により算出した額を法令外負担金として、各教育委員会様にお支払い頂いております。詳細につきましては別紙1をご確認ください。

また、研修会特別会計の歳入は、各教育委員会様に一律 7,500 円を研修資料負担金としてお支払いいただいております。

各会計の使途ですが、一般会計からは秋季研修会の運営を除くすべての運営費を支出しており、研修会特別会計からは、主として秋季研修会に係る経費について支出をしております。

2. 一般会計の財政状況について

歳入については、法令外負担金として、児童・生徒数割部分がございますが、少子化の進行により収入額は年々減少しています。

一方で歳出は、近年の物価高騰等により、年々増加しています。

特に会長や事務局長が参加する全国市町村教育委員会連合会に関する各種会議は、遠方での開催が多く、そのための交通費や宿泊費が大きな支出となっております。また、県主催の各会議につきましても、県庁にて開催されることがほとんどですが、事務局市の所在地によっては、高速料金等、私用車利用の際の費用弁償の支出が多くなります。

3. 一般会計の運営の懸念

前述のとおり、少子化の進行により歳入は中長期的に減少していくことが見込まれる一方、物価高騰等の影響により、歳出については増加傾向にあります。

別紙2は、令和5年度から令和9年度までの、一般会計と研修会特別会計の歳入と歳出の推移をあらわした資料です。

見込となりますが、令和9年度までは繰越金を活用することにより、現行の法令外負担金額を維持した運営が可能であると考えられますが、令和10年度以降については、財政状況の推移を注意しつつ、運営の在り方や負担額等について、検討を行う必要があると考えております。

4. 今後の運営案について

以上の状況を踏まえ、皆さまに今後の連合会の運営についてご検討していただきたく、事務局として複数の方策を提案いたします。

まず、案1は、これまでと同様の活動を継続するため、一般会計の法令外負担金を改定する案です。この場合、法令外負担金審議会を経る必要が生じます。

案2は、一般会計の法令外負担金は改定せずに、活動内容を見直し、経費削減を図る案です。

案3は、研修会特別会計の研修資料負担金を改定する案です。この場合、法令外負担金審議会を経る必要はありません。

案4は、研修会特別会計の業務である秋季研修会について負担金の改定は行わずに活動内容を見直し、経費削減を図る案です。

備考に記載の通り、案1の場合、一般会計の法令外負担金に係る各単価を改定変更するためには、定期総会で承認を得た後、法令外審議会に単価変更についての説明を行う必要があります。このため、運営が厳しくなると見込まれる令和10年度に単価改定を実施する場合、令和9年度の総会にて単価改定について諮り、その後、法令外審議会へ説明し、承認を得る流れとなります。

令和9年度の総会で諮るとなりますと、令和8年度中に常任理事会や理事会にて議する必要があるため、2月2日開催の第2回理事会にてご説明いたしました。

なお、研修会特別会計の研修資料負担金の改定については、法令外審議会の審査は不要であることから、改定増額する年度の定期総会にて承認を得る流れとなります。

令和8年度法令外負担金市町村別明細表

※令和8年度法令外負担金として審議会にて決定済

団体名 山梨県市町村教育委員会連合会

No.	市町村名	算出基礎(内訳)				R8申請額	R7認定額	増減額
		児童・生徒総数	一人当たり負担金	児童・生徒数割額	均等割額			
1	甲府市	10,860	9.490	103,100	6,000	109,100	111,100	-2,000
2	富士吉田市	3,112	9.490	29,500	6,000	35,500	35,900	-400
3	都留市	1,781	9.490	16,900	6,000	22,900	23,300	-400
4	大月市	976	9.490	9,300	6,000	15,300	15,700	-400
5	韭崎市	1,720	9.490	16,300	6,000	22,300	22,500	-200
6	南アルプス市	5,353	9.490	50,800	6,000	56,800	57,300	-500
7	甲斐市	5,785	9.490	54,900	6,000	60,900	61,900	-1,000
8	笛吹市	4,472	9.490	42,400	6,000	48,400	49,600	-1,200
9	北杜市	2,740	9.490	26,000	6,000	32,000	32,700	-700
10	上野原市	1,021	9.490	9,700	6,000	15,700	16,200	-500
11	山梨市	2,189	9.490	20,800	6,000	26,800	27,100	-300
12	甲州市	1,806	9.490	17,100	6,000	23,100	23,800	-700
13	中央市	2,175	9.490	20,600	6,000	26,600	27,400	-800
市計		43,990		417,400	78,000	495,400	504,500	-9,100
14	市川三郷町	849	6.320	5,400	6,000	11,400	11,600	-200
15	早川町	32	6.320	200	6,000	6,200	6,300	-100
16	身延町	365	6.320	2,300	6,000	8,300	8,500	-200
17	南部町	319	6.320	2,000	6,000	8,000	8,200	-200
18	富士川町	864	6.320	5,500	6,000	11,500	11,600	-100
19	昭和町	1,953	6.320	12,300	6,000	18,300	18,200	100
20	道志村	75	6.320	500	6,000	6,500	6,500	0
21	西桂町	273	6.320	1,700	6,000	7,700	7,800	-100
22	忍野村	849	6.320	5,400	6,000	11,400	11,400	0
23	山中湖村	331	6.320	2,100	6,000	8,100	8,100	0
24	鳴沢村	220	6.320	1,400	6,000	7,400	7,300	100
25	富士河口湖町	2,082	6.320	13,200	6,000	19,200	19,100	100
26	小菅村	36	6.320	200	6,000	6,200	6,200	0
27	丹波山村	24	6.320	200	6,000	6,200	6,100	100
町村計		8,272		52,400	84,000	136,400	136,900	-500
28	湖南中組合				6,000	6,000	6,000	0
合計		52,262		469,800	168,000	637,800	647,400	-9,600

※算出基礎の児童・生徒数は県教育統計(令和7年5月1日現在)の数値です。

※河口湖南中学校生徒分は居住市町村で負担します。

一般会計収支比較

歳入	決算額	決算額	決算額	予算額	見込み額
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
法令外負担金	652,100	656,800	647,400	637,800	637,800
雑収入	2	13	305	235	300
繰越金	224,196	194,172	199,557	197,648	49,683
合計	876,298	850,985	847,262	835,683	687,783

歳出

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
報償費	0	14,680	100,000	100,000	100,000
旅費	107,866	93,044	179,055	292,000	200,000
交際費	10,880	10,880	10,880	20,000	20,000
需用費	218,428	269,390	72,635	104,000	102,000
消耗品費	181,662	207,388	45,134	60,000	60,000
食糧費	36,166	33,127	27,501	34,000	34,000
印刷製本費	600	28,875	0	10,000	8,000
役務費	53,732	54,004	23,442	30,000	30,000
通信運搬費	49,510	44,112	15,260	20,000	20,000
手数料	4,222	9,892	8,182	10,000	10,000
委託料	99,990	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	20,370	28,500	10,000	10,000
負担金	191,230	189,060	234,840	230,000	230,000
合計	682,126	651,428	649,352	786,000	692,000

◆参考:全国連各会議開催地

関東甲信越静岡	埼玉県加須市 (1日開催)	茨城県古河市 (1日開催)	長野県長野市 (2日開催)	新潟県上越市 (2日開催)	東京都昭島市
第1、2回理事会、 定期総会	東京都市ヶ谷 (1日開催)	東京都市ヶ谷 (1日開催)	東京都市ヶ谷 (1日開催)	東京都市ヶ谷 (各1日開催)	東京都市ヶ谷 (各1日開催)
第3回理事会	北海道札幌市 (2日開催)	山形県米沢市 (欠席2日開催)	茨城県水戸市 (2日開催)	三重県四日市市	近畿地方
全国連事務局長会議	島根県出雲市 (2日開催)	愛媛県今治市 (2日開催)	福岡県大野城市 (2日開催)	北海道札幌市	東北地方

◆参考:各事務局市～県庁防災新館

	距離(片道)	高速道路使用料	旅費計(片道)	備考
山梨市役所	14.1km	-	423	令和5、6年度事務局
教育プラザ都留	54.2km	1,460	3,086	都留IC～甲府昭和IC間の料金
中央市役所	9.4km	-	282	令和9、10年度事務局

研修会特別会計収支比較

歳入	決算額	決算額	決算額	予算額	見込み額
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
研修資料負担金	0	210,000	210,000	210,000	210,000
雑収入	10	67	956	298	300
繰越金	394,676	310,033	347,696	201,702	92,000
合計	394,686	520,100	558,652	412,000	302,300

歳出

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
報償費	17,928	110,213	204,720	200,000	200,000
需用費	66,725	61,201	51,240	110,000	110,000
消耗品費	9,130	9,020	16,640	50,000	50,000
食糧費	57,595	52,181	34,600	60,000	60,000
印刷製本費	0	0	0	0	0
役務費	0	990	990	10,000	10,000
通信運搬費	0	0	0	5,000	5,000
手数料	0	990	990	5,000	5,000
予備費	0	0	100,000	0	0
合計	84,653	172,404	356,950	320,000	320,000

◆報償費について

・講師への謝礼については、文科省職員等の派遣とすれば旅費の支払いのみ。

山梨県市町村教育委員会連合会 事務局行

◆送付先◆
 メール:y-kenren@city.tsuru.lg.jp FAX:0554-43-1323
 3月13日(金)までにご送付ください。FAXの場合、送付状は不要です。

山梨県市町村教育委員会連合会 今後の財政運営について(アンケート)

教育委員会名	市 町 村 組 合 教育委員会
役職名・氏名	.
担当者名・TEL	.

1. 今後の運営案について(資料3の4)
 今後の財政運営案について、良いと思うものに○をつけてください。

案	
1	【一般会計について】現在の規模での活動を継続していくため、法令外負担金の額を改定する。(※法令外負担金審議会への提出が必要) (例:児童・生徒の一人当たりの負担金を一律10円に増額する。均等割額を10,000円に増額する。等)
2	【一般会計について】法令外負担金の額は増額せず、連合会の活動内容を見直す。 (例:春季研修会では外部講師による研修ではなく、山梨県教育庁の行政説明の場を設けることにより、報償費を削減する。等)
3	【特別会計について】現在の規模での活動を継続していくため、研修資料負担金の額を改定する。 (例:研修会を秋季研修会のみで開催とし、研修資料負担金を1団体10,000円に増額する。この場合、法令外負担金審議会での審議は不要。)
4	【特別会計について】研修資料負担金の額は増額せず、研修会の内容を見直す。
5	その他 ※その他を選択された際には、下記に具体的な案をご記入ください。 ()

2. 今後の本会の研修会について
 良いと思うものに○をつけてください。

案	
1	現在と同様に、春と秋の2回開催を行う。
2	秋季研修会は維持し、春季研修会では外部講師ではなく、これまで理事会の中でおこなっている県教育庁からの行政説明を春季研修会の研修に位置付ける。
3	研修会は春季もしくは秋季、どちらか1回の開催とする。
4	その他 ※その他を選択された際には、下記に具体的な案をご記入ください。 ()

3. 本件に対してご意見等がございましたらお知らせください。

ご意見

議案第46号（3月）

笛吹市立学校の教育職員に関する業務
量管理・健康確保措置実施計画の策定に
ついて

学校教育課

笛吹市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年 月
笛吹市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、学校における働き方改革を推進するために策定するものである。

教職員が健康で意欲的に教育活動に専念できる環境を整えることは、子どもたちにより良い教育を提供するために不可欠である。山梨県教育振興基本計画が掲げる「主体的に学び他者と協働し、豊かな未来を拓くやまなしの人づくり」の実現に向けて、教育の質の向上と持続可能な学校運営体制の構築をめざすものである。

(2) 本市の現状

○笛吹市では令和2年5月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を受け、「笛吹市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5年度、6年度は以下のとおりであった。

【笛吹市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和5年度・6年度）】

勤務時間の状況調査		在校時間報告書【R5・R6年間】			
年月		0～45 h 以下	45 h～80 h 以下	80 h～100 h 以下	100 h 超～
令和5年度 (年間)	小	65%	30%	4%	2%
	中	46%	43%	8%	3%
	全	59%	34%	5%	2%
令和6年度 (年間)	小	68%	27%	3%	2%
	中	50%	39%	7%	4%
	全	62%	31%	5%	2%

- ・全体としては、年々、時間外在校等時間が減少している傾向がある。
- ・45時間を超える割合は約40%とまだまだ多い状況である。
- ・80時間を超える教育職員は全体の約7%おり、特に中学校が多い。
- ・各校から毎月提出される報告書を見ると、80時間を超えているのは同じ教員が多い。校務分掌や授業準備、児童生徒指導、保護者対応等の影響があると考えられる。役職では教頭職が多い傾向がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。
- 令和11年度末までに、平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する。
- 令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。

(2) ワークライフバランスや働きがいに関する目標

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【R6:7.3%】
- 令和11年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を100%にする。
- 仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※国、県の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、目標及び必要な取組の追加・変更・見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

笛吹市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各校・各地域の実情を踏まえつつ、登下校時には各校の学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化については、今後も継続して行い、継続した取組の中で出された課題等については適宜対応していく。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・学校と連携を取りながら、学校教育課、教育相談室において当該苦情等に対応するとともに、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会内で回答できるものについては、教育委員会において回答する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することで、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・市教育委員会のICT担当やICT支援員の伴走支援、市で契約している外部のネットワーク保守会社を積極的に活用しながら、校務DXをはじめとする働き方改革の推進に努める。

○学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールについては、教育委員会において、外部施設活用事業を推進し、学校職員の負担軽減につなげていく。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日に一日、土日のどちらかを休養日とする。
- ・一日の活動時間は、平日で2時間程度、休日は3時間程度とする。
- ・部活動指導員の配置拡充について、地域人材等を積極的に活用する。
- ・休日の部活動の地域展開を段階的に推進する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する支援員を、継続して市内全学校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・成績処理期間を校内で設定し、部活動等の児童生徒の活動を行わない日を連続して設定する等の工夫を行う。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加体制を整え、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、いじめや不登校等に関する研修を実施することで、学校、家庭、地域が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しや放課後の活動時間（児童生徒の完全下校時間を含む）を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。
- 校務支援システムやMicrosoft Teams等、デジタル技術の活用で校務DXを推進する。また、必要に応じて研修の機会を設けるなど、デジタル技術の活用に関する苦手意識を払拭できる取組を積極的に行う。
- 年度始めの校務分掌を分担する際には、一部の教員の負担が大きくなることのないよう慎重に調整する。その際、分掌が教員の業務として必要か見直しを行う。
- 電話問い合わせが多い現状に鑑み、案内メッセージ及び録音機能等の設置を推進する。
- 児童生徒の欠席確認等の連絡のデジタル化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が1か月あたり100時間、又は連続する2か月の平均した時間外労働の時間が1か月あたり80時間を超える教育職員には、医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、教育委員会は、8月中旬の4～5日間は学校閉庁日とし、教職員は集中して休暇取得を行う。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組状況の公開・報告等

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 各学校の在校等時間の状況を教育委員会が毎月確認し、具体的措置の取組状況などについて、定例教育委員会等で報告する。

(2) 関係部局・機関との協働的取組

- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、山梨県全域で導入している校務支援システム内の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェック等の結果から把握する。

(3) 教育委員会の支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会設置後には、そこでの協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 諸団体が各学校へ配布を希望するチラシ等については、必ず市教育委員会を經由し、教育委員会が定めたルールに従って配布する。また配布する場合は、あらかじめ学校ごと、クラスごとに配布枚数を仕分けし、各学校の負担を減らすよう周知する。
- 教職員一人ひとりの意識改革と管理職による適切な組織マネジメントの実現に向けて、指導・助言を行う。

(案) 笛吹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

地域・保護者の皆様へ

笛吹市教育委員会

日頃より笛吹市学校教育への御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。本市では、教職員が健康で意欲的に教育活動に専念し、子どもたちにより良い教育を提供するために、「笛吹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、学校における働き方改革を推進します。

目標

【時間外在校等時間(※)に関する目標】

※勤務時間外に学校で仕事をしていた時間のこと

- 令和8年度末まで
 - ・月80時間を超える教育職員をゼロに
- 令和11年度末までに
 - ・平均時間外勤務を月30時間程度に縮減
 - ・月45時間を超える教育職員をゼロに

【ワークライフバランス・働きがいに関する目標】

- ストレスチェックの高ストレス者割合を5%まで減少
- 働き方の改善を自分事として取り組む教職員を100%に
- 仕事に対して働きがいを感じている教職員の割合を100%に

主な取組

(1)学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動:地域・保護者と協力
- 学校徴収金の徴収・管理:公会計化の継続

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答:教育委員会内で対応できるものは対応 校務支援システム等の機能活用
- ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理:ICT担当による支援及び保守会社の積極的活用
- 学校プールの施設・設備管理:外部施設活用事業を推進
- 部活動:週当たり2日以上以上の休養日(平日1日、土日どちらか)
部活動指導員の配置拡充 地域人材の積極的活用

(3)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価、成績処理
 - ・授業準備や採点作業等を補助する指導員の配置継続
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等の活用
 - ・成績処理期間の設定
- 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教職員と連携・協働した支援体制の構築
 - ・学校、家庭、地域が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行う体制の構築



学校における取組

- 年間・週当たり授業時数の適正化
- 清掃や放課後時間の見直し、日課表の工夫
- 校務支援システム等、デジタル技術の活用で校務DXの推進
- 校務分掌の見直し、偏り解消
- 電話での案内メッセージ及び録音機能等の設置推進
- 児童生徒の欠席確認等の連絡のデジタル化推進

教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 時間外在校等時間が月100時間、または連続する2か月の平均時間が80時間超の教育職員に、医師による面接指導実施
- 11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保
- ストレスチェック実施率100%を目指し、職場環境改善推進
- 8月中旬に学校閉庁日(4~5日)を設定
- 令和8年度中に、学校における定時退校日の月1回以上の設定推進

教育委員会による推進のための取組

- 各校の教育職員の在校等時間の状況を確認し、取組状況等について定例教育委員会及び総合教育会議で報告
- 働き改革の取組状況を確認し、各校の課題について、個別に支援・指導を実施

教育職員の働き方改革の更なる推進には、地域・保護者の皆様の御協力が不可欠です。子どもたちへのより良い教育のために、御理解と御協力をお願いいたします。

